（毎週火・金曜日発行）

県章

山形県公報

令和７年３月21日（金）

号　外（11）

目　　次

条　　例

○山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例……（議　　会）…８
○職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例……（人　事　課）…同
○県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例……（　　同　　）…10
○山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例……（　　同　　）…同
○山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例……（　　同　　）…同
○山形県手数料条例の一部を改正する条例……（財　政　課）…70
○山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……（市 町 村 課）…74
○山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例……（ＤＸ推進課）…75
○山形県石油コンビナート等防災本部条例を廃止する条例……（消防救急課）…同
○山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例……（食品安全衛生課）…同
○山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例……（水大気環境課）…76
○山形県子育て基本条例の一部を改正する条例……（しあわせ子育て政策課）…同
○子育てするなら山形県推進協議会条例の一部を改正する条例…（　　同　　）…78
○山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例……（子ども家庭福祉課）…同
○山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例……（多様性・女性若者活躍課）…83
○山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例……（がん対策・健康長寿日本一推進課）…84
○山形県立点字図書館条例の一部を改正する条例……（障がい福祉課）…同
○山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例……（　　同　　）…同
○山形県空港管理条例の一部を改正する条例……（空港港湾課）…86
○山形県海浜公園条例の一部を改正する条例……（　　同　　）…同
○山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例……（教　育　局）…同
○山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例……（　　同　　）…87
○山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例……（　　同　　）…89
○刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例……（警 察 本 部）…90

この号で公布された条例のあらまし

◇　山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例　（県条例第４号）（議会）

１　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。（第２条第10項及び第12条第５項の表関係）

２　刑法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。（第64条～第67条関係）

３　この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、１の改正は令和７年４月１日から、２の改正は同年６月１日から施行することとした。

◇　職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例　（県条例第５号）　（人事課）

１　職員の勤務時間に関する条例の一部改正

育児を行う職員等の時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を拡大することとした。

２　職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正

(1) 任命権者は、配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを職員が申し出たときは、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないこととした。（改正後の第９条の４第１項関係）

(2) 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、(1)の事項を知らせなければならないこととした。（改正後の第９条の４第２項関係）

(3) 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。（改正後の第９条の５関係）

イ　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

ロ　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

ハ　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

３　山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正

学校職員について、１及び２による措置と同様の措置を講ずることとした。

４　市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員について、１及び２による措置と同様の措置を講ずることとした。

５　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

◇　県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例　（県条例第６号）　（人事課）

１　国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

◇　山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例　（県条例第７号）　（人事課）

１　雇用保険法に基づく就業手当に相当する退職手当を廃止することとした。（第11条第８項第４号関係）

２　特定退職者であって、雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住し、かつ、再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると知事が認めたものに対して支給する失業者の退職手当について、令和９年３月31日以前に退職した職員まで支給することができることとした。（附則第15項関係）

３　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

◇　山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例　（県条例第８号）　（人事課）

１　山形県職員等の給与に関する条例の一部改正

(1) 給料表の改定

全給料表の給料月額を改定することとした。（別表第１～別表第６関係）

(2) 昇給

行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が８級以上であるもの及びこれに相当する職員等の昇給について、その者の勤務成績が特に良好である場合等に限り行うこととした。（改正後の第６条第３項第２号関係）

(3) 諸手当の改定

イ　扶養手当

配偶者に係る扶養手当を廃止し、扶養親族たる子に係る扶養手当の月額を13,000円とするとともに、扶養手当の支給に関し必要な事項を人事委員会規則で定めることとした。（第11条及び第12条関係）

ロ　地域手当

級地の区分及び支給割合を見直すこととした。（第12条の２第２項関係）

ハ　通勤手当

支給月額の限度額を１箇月当たり150,000円とするとともに、新幹線鉄道等に係る特例について新たに給料表の適用を受ける職員等となった者を手当の支給対象とすることとした。（第12条の６関係）

ニ　単身赴任手当

新たに給料表の適用を受ける職員等となった者を手当の支給対象とすることとした。（第12条の７第３項関係）

ホ　管理職員特別勤務手当

支給対象時間帯を午後10時から翌日の午前５時までの間に拡大することとした。（第19条の２第２項関係）

ヘ　寒冷地手当

指定公署に在勤する場合に課されている居住地に係る支給要件を廃止することとした。（第22条第２号関係）

(4) 定年前再任用短時間勤務職員に対する諸手当の支給

定年前再任用短時間勤務職員について、地域手当の特例を適用するとともに、住居手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給することとした。（第23条の２関係）

２　山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

(1) 扶養手当

配偶者に係る扶養手当を廃止することとした。（第７条関係）

(2) 単身赴任手当

新たに職員となった者を手当の支給対象とすることとした。（第８条の２第２項関係）

(3) 管理職員特別勤務手当

支給対象時間帯を午後10時から翌日の午前５時までの間に拡大することとした。（第14条の２関係）

(4) 寒冷地手当

指定公署に在勤する場合に課されている居住地に係る支給要件を廃止することとした。（第17条第２号関係）

(5) 定年前再任用短時間勤務職員に対する諸手当の支給

定年前再任用短時間勤務職員について、地域手当の特例を適用するとともに、住居手当、特地勤務手当及び寒冷地手当を支給することとした。（第18条の２関係）

３　山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

(1) 扶養手当

配偶者に係る扶養手当を廃止することとした。（第７条関係）

(2) 単身赴任手当

新たに職員となった者を手当の支給対象とすることとした。（第11条第２項関係）

(3) 管理職員特別勤務手当

支給対象時間帯を午後10時から翌日の午前５時までの間に拡大することとした。（第17条関係）

(4) 寒冷地手当

指定公署に在勤する場合に課されている居住地に係る支給要件を廃止することとした。（第21条第２号関係）

(5) 定年前再任用短時間勤務職員に対する諸手当の支給

定年前再任用短時間勤務職員について、地域手当の特例を適用するとともに、住居手当及び寒冷地手当を支給することとした。（第23条関係）

４　一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 特定任期付職員業績手当を廃止することとした。（第４条第４項及び第５項並びに改正前の第６条第１項関係）

(2) 特定任期付職員及び特定任期付企業職員について、期末手当に加えて勤勉手当を支給することとした。また、期末手当の支給割合を100分の95とし、勤勉手当の支給割合を100分の77.5とすることとした。（第５条及び改正後の第６条第１項関係）

５　山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年12月県条例第36号）の一部改正

暫定再任用職員について、地域手当の特例を適用するとともに、住居手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給することとした。（附則第16条第８項関係）

６　その他

(1) この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

(2) 給料表の改定に伴う所要の切替措置について規定することとした。（改正条例附則第２項関係）

(3) 令和８年３月31日までの間における扶養手当に関する規定の適用の特例について規定することとした。（改正条例附則第４項～第６項関係）

(4) 令和10年３月31日までの間における地域手当に関する規定の適用の特例について規定することとした。（改正条例附則第７項～第９項関係）

◇　山形県手数料条例の一部を改正する条例　（県条例第９号）　（財政課）

１　次に掲げる事務につき手数料を徴収することとした。

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査（改正後の第２条第１項第409号関係）

(2) 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査（改正後の第２条第１項第409号の２関係）

２　次に掲げる手数料の額を改定することとした。

(1) 介護支援専門員実務研修受講試験手数料（第２条第１項第228号の２の７関係）

(2) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録手数料（第２条第１項第387号関係）

(3) 開発行為許可申請手数料及び開発行為変更許可申請手数料（第２条第１項第410号及び第411号関係）

(4) 道路使用許可申請手数料（第２条第１項第456号関係）

(5) 自動車保管場所証明書交付等申請手数料（第２条第１項第458号関係）

３　次に掲げる手数料を廃止することとした。

(1) 認定特定行為業務従事者認定証交付手数料、認定特定行為業務従事者認定証書換え交付手数料、認定特定行為業務従事者認定証再交付手数料、登録研修機関登録申請手数料、登録研修機関登録更新申請手数料及び登録特定行為事業者登録申請手数料（第２条第１項第228号の２～第228号の２の６関係）

(2) 保管場所標章交付手数料及び保管場所標章再交付手数料（第２条第１項第459号及び第460号関係）

４　この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、２（(3)を除く。）及び３の改正は、令和７年４月１日から施行することとした。

◇　山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例　（県条例第10号）　（市町村課）

１　次に掲げる知事の権限に属する事務は、それぞれに掲げる市町が処理することとした。

(1) 農地法の規定に基づく違反転用者等が原状回復等の措置命令に従わなかったこと等の公表　山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、村山市、天童市、庄内町及び遊佐町（第２条第１項の表第17項関係）

(2) 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事（開発許可を受けたことにより同法の規定に基づく許可を受けたものとみなされた工事に限る。）に係る中間検査の申請の受理及び検査等　米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市（改正後の第２条第１項の表第26項及び第27項関係）

(3) 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の認可等　鶴岡市（改正後の第２条第１項の表第47項関係）

２　この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、１の(1)及び(3)の改正は、令和７年４月１日から施行することとした。

◇　山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例　（県条例第11号）　（ＤＸ推進課）

１　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

◇　山形県石油コンビナート等防災本部条例を廃止する条例　（県条例第12号）　（消防救急課）

石油コンビナート等特別防災区域の指定の解除に伴い、条例を廃止することとした。

◇　山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例　（県条例第13号）　（食品安全衛生課）

１　県が経営する水道用水供給事業に係る水道の布設工事において、技術上の監督業務を行う者の資格を、大学（短期大学を除く。）において土木工学科を修めて卒業した後、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者その他の規則で定める者であることとした。

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

◇　山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例　（県条例第14号）　（水大気環境課）

１　排水基準を定める省令の一部改正に伴い、排水基準のうち大腸菌群数に係るものを変更することとした。

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

◇　山形県子育て基本条例の一部を改正する条例　（県条例第15号）　（しあわせ子育て政策課）

１　題名を山形県こども・子育て基本条例に改めることとした。（題名関係）

２　目的に、こどもが社会の一員として健やかに成長し、将来自立したおとなとなることができる社会の実現に寄与することを追加することとした。（第１条関係）

３　子育て支援・少子化対策に、こどもが社会の一員として健やかに成長し、将来自立したおとなとなることができるような環境の整備のためのこども及び子育ての支援に関する取組を行う者の取組を追加することとした。（改正後の第２条第１項関係）

４　こども・子育て支援及び少子化対策に関する基本的施策に、次に掲げるものを追加することとした。（改正後の第12条及び第19条関係）

(1) こどもの意見の尊重に関する施策

(2) 困難を有するこどもへの支援等に関する施策

◇　子育てするなら山形県推進協議会条例の一部を改正する条例　（県条例第16号）　（しあわせ

子育て政策課）

１　題名をこども・子育て笑顔の山形県推進協議会条例に改めることとした。（題名関係）

２　子育てするなら山形県推進協議会の名称をこども・子育て笑顔の山形県推進協議会に変更するとともに、同協議会においてこども・子育て支援及び少子化対策に関する施策に関し必要な事項その他知事が必要と認める事項を調査審議することとした。（第１条及び第２条関係）

◇　山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例　（県条例第17号）　（子ども家庭福祉課）

１　児童福祉法の規定に基づき、次に掲げる事項について一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。

(1) 設備及び運営に関する基準の目的等（第３条及び第４条関係）
(2) 一般原則（第５条関係）
(3) 非常災害対策（第６条関係）
(4) 安全計画の策定等（第７条関係）
(5) 自動車を運行する場合の所在の確認（第８条関係）
(6) 差別的取扱いの禁止（第９条関係）
(7) 児童の権利の擁護（第10条関係）
(8) 児童の権利の制限（第11条関係）
(9) 児童の行動の制限（第12条関係）
(10) 児童の所持品等（第13条関係）
(11) 虐待等の禁止（第14条関係）
(12) 設備の基準（第15条関係）
(13) 職員の一般的要件（第16条関係）
(14) 職員の知識及び技能の向上等（第17条関係）
(15) 職員の配置の基準（第18条関係）
(16) 夜間の職員配置（第19条関係）
(17) 管理者等（第20条関係）
(18) 職員の資格要件（第21条～第23条関係）
(19) 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第24条関係）
(20) 衛生管理等（第25条関係）
(21) 養護（第26条関係）
(22) 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等（第27条関係）
(23) 内部の規程（第28条関係）
(24) 秘密保持等（第29条関係）
(25) 苦情への対応（第30条関係）

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

◇　山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例　（県条例第18号）　（多様性・女性若者活躍課）

１　山形県男女共同参画センターの使用料の額を改定することとした。

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

◇　山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例　（県条例第19号）　（がん対策・健康長寿日本一推進課）

１　国民健康保険事業費納付金の額を算定するための医療費指数反映係数の基準を０以上１以下の範囲内とすることとした。（第４条関係）

２　著しく高額な医療に係る給付に要する費用として市町村において共同して負担する部分を、療養に係る費用の額が90万円以上であるものの90万円を超える部分とすることとした。（第５条第２項関係）

３　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

◇　山形県立点字図書館条例の一部を改正する条例　（県条例第20号）　（障がい福祉課）

１　題名を山形県視覚障がい者情報センター条例に改めることとした。（題名関係）

２　山形県立点字図書館の名称を山形県視覚障がい者情報センターに変更することとした。（第１条関係）

３　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

◇　山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例　（県条例第21号）　（障がい福祉課）

１　栄養士法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

◇　山形県空港管理条例の一部を改正する条例　（県条例第22号）　（空港港湾課）

１　山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を10分の１とする期間を令和８年３月31日まで延長することとした。（附則第３項関係）

２　山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を徴収しない期間を令和８年３月31日まで延長することとした。（附則第４項関係）

３　山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を徴収しない期間を令和８年３月31日まで延長することとした。（附則第４項関係）

◇　山形県海浜公園条例の一部を改正する条例　（県条例第23号）　（空港港湾課）

１　山形県海浜公園の利用料金の額を改定することとした。

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

◇　山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例　（県条例第24号）　（教育局）

１　学校職員の定数を変更することとした。

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

◇　山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例　（県条例第25号）　（教育局）

１　青少年教育施設の使用料の額を改定することとした。

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

◇　山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例　（県条例第26号）　（教育局）

１　山形県生涯学習センターの使用料の額を改定することとした。

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとした。

◇　刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例　（県条例第27号）　（警察本部）

１　刑法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

２　この条例は、令和７年６月１日から施行することとした。

条　　例

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第４号

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和４年12月県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第２条第10項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第12条第５項中「及び第30条」を削り、同項の表第39条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第10項」に改める。

第17条第１項中「以下この条」を「第３項」に改め、同条第２項第１号イ中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第19条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第59条において」を削る。

第32条第２項中「この章及び第59条において」を削る。

第33条第３項中「この章において」を削る。

第39条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第59条において」を削る。

第40条第３項中「この章において」を削る。

第59条中「特定」を「特定に資する情報の提供」に改める。

第64条から第67条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第２条第10項及び第12条第５項の表第39条第１項第１号の項の改正規定　令和７年４月１日

(2) 第64条から第67条までの改正規定及び次項の規定　令和７年６月１日

２　前項第２号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第５号

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第１条　職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第４条の３第２項中「３歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第２条　職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第９条の２第１項中「者で」を「者（第９条の４第１項において「配偶者等」という。）で」に改める。

第９条の３の次に次の２条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至つた職員に対する意向確認等）

第９条の４　任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

３　任命権者は、職員が第１項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第９条の５　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第３条　山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）の一部を次のように改正する。

第６条の３第２項中「３歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第16条の２第１項中「者で」を「者（第16条の４第１項において「配偶者等」という。）で」に改める。

第16条の３の次に次の２条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至つた学校職員に対する意向確認等）

第16条の４　県教育委員会は、学校職員が県教育委員会に対し、配偶者等が当該学校職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該学校職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該学校職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　県教育委員会は、学校職員に対して、当該学校職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

３　県教育委員会は、学校職員が第１項の規定による申出をしたことを理由として、当該学校職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の５　県教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 学校職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第４条　市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「並びに第16条の３第１項」を「、第16条の３第１項、第16条の４並びに第16条

の５」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第６号

県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則に次の２項を加える。

５　別表第１第１項の表の備考の規定の適用については、当分の間、同備考中「国家公務員等の旅費に関する法律」とあるのは「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」と、「に定める」とあるのは「の規定の例による」とする。

６　第30条の規定の適用については、当分の間、同条中「国家公務員等の旅費に関する法律」とあるのは「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」と、「に定めるところに従い」とあるのは「の規定の例により」と、同条ただし書中「規定」とあるのは「規定の例」とする。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第７号

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条第８項第４号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第11項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第11項中「第35条」を「第35条の２」に改める。

附則第15項中「令和７年３月31日」を「令和９年３月31日」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、附則第11項の改正規定は、公布の日から施行する。

２　改正後の第11条第８項（第４号に係る部分に限り、同条第12項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した山形県職員等に対する退職手当支給条例第２条第２項に規定する職員（同項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第８号

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

第１条　山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年８月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項中「55歳（人事委員会規則で定める職員等にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に次の２号を加える。

(1) 55歳（人事委員会規則で定める職員等にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員等（次号に掲げる職員等を除く。）

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が８級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員等

第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第１項ただし書中「次項第１号及び第３号から第６号まで」を「次項第２号から第５号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第３項において「扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行政９級職員等」という。）」を削り、同条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げ、同条第３項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行政８級職員等」という。）」及び「、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき10,000円」を削り、同条第４項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「に特定期間」を「に当該期間」に改め、同条に次の１項を加える。

５　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第12条を次のように改める。

第12条　削除

第12条の２第２項第３号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第４号中「100分の12」を「100分の８」に改め、同項第５号中「100分の10」を「100分の４」に改め、同項第６号及び第７号を削る。

第12条の４第１項中「）に」を「以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に」に、「異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（第12条の２第２項各号に定める割合をいう。）」を「異動等前の支給割合」に、「異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（同条第２項各号に定める割合をいう。以下この項において同じ。）」を「異動等前の支給割合」に、「改定された」を「同条第３項の人事委員会規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた」に改め、同条第２項中「者が、」を「者から」に、「なり」を「なつた者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が」に改める。

第12条の５第１項第２号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条及び第23条において同じ。）」に改める。

第12条の６第１項第１号中「道路（以下この項から第３項まで」を「道路（以下この条」に改め、同条第２項第１号を次のように改める。

(1) 前項第１号に掲げる職員等　支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員等の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第５項において「運賃等相当額」という。）

第12条の６第２項第３号中「（１箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員等の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期

間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第３項中「（第１号及び次項」を「（第１号、次項及び第５項」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第１号を次のように改める。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員等の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第５項において「特別料金等相当額」という。）

第12条の６第４項中「県企業職員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第８項を第９項とし、第５項から第７項までを１項ずつ繰り下げ、第４項の次に次の１項を加える。

５　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員等の通勤手当の額は、前３項の規定にかかわらず、当該職員等の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第12条の７第３項中「県企業職員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員等となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員等となつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員等に限る。）」を削る。

第19条の２第１項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第２項中「勤務を要しない日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に、「の間」を「の間（勤務を要しない日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第３項中「とする」を「（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員等にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする」に改め、同項第１号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第22条第２号中「であつて同表に掲げる地域その他人事委員会規則で定める地域又は人事委員会規則で定める区域に居住するもの」を削る。

第23条第１項中「扶養親族（」を「扶養親族（配偶者で他に生計の途がなく主としてその職員等の扶養を受けているもの及び」に改める。

第23条の２中「、第11条、第12条、第12条の３から第12条の５まで、第13条の２から第13条の５まで並びに前２条」を「並びに第11条」に改める。

第24条中「、扶養手当」を削る。

附則第12項中第３号を削り、第４号を第３号とする。

別表第１から別表第６までを次のように改める。

別表第１

行　政　職　給　料　表

職員等の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級	9　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	185,100	233,600	269,300	303,400	326,200	360,600	414,500	465,300	518,000
	2	186,200	235,100	270,400	304,900	328,000	362,400	416,400	470,900	525,000
	3	187,500	236,700	271,400	306,400	329,900	364,000	418,300	476,000	530,300
	4	188,600	238,200	272,400	307,800	331,600	365,600	420,200	480,700	534,700
	5	189,700	239,700	273,400	309,200	333,300	367,200	422,000	484,800	538,200
	6	191,500	241,200	274,400	310,400	335,000	369,100	423,900	488,400	541,600
	7	193,100	242,700	275,400	311,400	336,800	370,600	425,700	491,400	544,600
	8	194,700	244,300	276,400	312,600	338,500	372,200	427,500	493,900	547,200
	9	196,400	245,800	277,500	313,800	340,100	373,600	429,100	496,000	549,200
	10	198,200	247,200	278,500	315,400	341,800	375,200	430,600		
	11	199,800	248,600	279,500	317,100	343,600	376,900	432,200		
	12	201,400	250,100	280,600	318,700	345,200	378,400	433,700		
	13	203,200	251,300	281,600	320,200	346,700	380,300	435,300		
	14	204,900	252,500	282,900	321,800	348,300	382,200	436,600		
	15	206,600	253,700	284,200	323,500	350,000	384,200	437,900		
	16	208,400	254,900	285,500	325,100	351,500	386,000	439,100		
	17	209,800	256,000	286,800	326,600	352,900	387,600	440,300		
	18	211,400	257,200	288,100	328,300	354,600	389,400	441,600		
	19	213,000	258,300	289,300	330,000	356,300	391,100	442,900		
	20	214,500	259,400	290,600	331,600	357,900	392,700	444,200		
	21	216,200	260,400	291,700	333,000	359,100	394,500	445,400		
	22	217,800	261,400	292,900	334,700	360,600	395,900	446,200		
	23	219,500	262,400	294,200	336,500	362,100	397,300	447,000		
	24	221,200	263,400	295,500	338,100	363,700	398,700	447,800		
	25	222,900	264,500	296,900	339,300	365,400	400,100	448,400		
	26	224,700	265,400	297,900	341,200	367,200	401,300	449,100		
	27	226,200	266,300	298,900	343,000	368,900	402,500	449,700		
	28	227,800	267,200	300,000	344,600	370,700	403,600	450,300		
	29	229,100	268,000	301,100	346,100	372,100	404,700	451,000		
	30	230,200	268,800	302,300	347,700	373,400	405,900	451,800		
	31	231,400	269,600	303,500	349,400	374,700	407,100	452,200		
	32	232,500	270,500	304,700	351,000	376,100	408,200	452,900		
	33	233,600	271,200	305,900	352,700	377,200	408,900	453,400		
	34	234,700	272,000	307,200	354,600	378,100	409,600	453,800		
	35	235,800	272,800	308,500	356,400	379,100	410,300	454,200		
	36	236,900	273,500	309,900	358,200	380,200	411,000	454,600		
	37	238,100	274,200	311,200	359,700	381,000	411,600	455,000		
	38	239,100	275,000	312,500	361,100	382,000	412,200	455,400		
	39	240,100	275,800	313,800	362,600	382,900	412,700	455,800		
	40	241,000	276,500	315,100	364,000	383,700	413,100	456,200		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	41	241,900	277,300	316,500	365,500	384,500	413,500	456,500			
	42	242,800	278,100	317,800	366,300	385,300	413,700	456,900			
	43	243,600	278,900	319,100	367,400	386,100	414,000	457,200			
	44	244,500	279,600	320,200	368,400	386,800	414,300	457,500			
	45	245,200	280,300	321,100	369,300	387,500	414,600	457,800			
	46	245,800	281,000	322,400	370,400	388,200	414,900				
	47	246,400	281,700	323,800	371,300	388,900	415,200				
	48	247,000	282,400	325,100	372,300	389,700	415,500				
	49	247,600	283,100	326,300	373,200	390,200	415,800				
	50	248,200	283,900	327,600	373,900	390,800	416,100				
	51	248,800	284,600	328,800	374,600	391,400	416,400				
	52	249,300	285,300	330,100	375,200	392,100	416,700				
	53	249,800	285,900	331,400	375,600	392,500	416,900				
	54	250,200	286,600	332,500	376,200	393,100	417,200				
	55	250,600	287,200	333,600	377,000	393,700	417,500				
	56	250,900	287,900	334,700	377,700	394,300	417,800				
	57	251,200	288,500	335,400	378,000	394,700	418,000				
	58	251,500	289,200	336,300	378,700	395,300	418,300				
	59	251,800	289,800	337,100	379,400	395,900	418,600				
	60	252,100	290,600	337,900	380,000	396,400	418,800				
	61	252,400	291,200	338,700	380,300	396,800	419,000				
	62	252,700	291,900	339,100	380,800	397,400	419,300				
	63	253,000	292,500	339,700	381,500	397,900	419,600				
	64	253,300	293,000	340,500	382,100	398,400	419,800				
	65	253,600	293,500	341,300	382,400	398,700	420,000				
	66	253,900	294,100	342,000	383,000	399,100	420,300				
	67	254,200	294,600	342,700	383,700	399,500	420,600				
	68	254,500	295,200	343,300	384,300	399,900	420,800				
	69	254,800	295,700	343,800	384,700	400,200	421,000				
	70	255,100	296,200	344,400	385,200	400,500	421,300				
	71	255,400	296,900	344,900	385,800	400,800	421,600				
	72	255,700	297,500	345,500	386,300	401,000	421,800				
	73	256,000	298,000	345,800	386,800	401,200	422,000				
	74	256,300	298,500	346,300	387,400	401,600					
	75	256,600	298,900	346,700	387,900	401,900					
	76	256,900	299,300	347,100	388,200	402,100					
	77	257,300	299,400	347,500	388,600	402,300					
	78	257,600	299,700	348,000	389,200	402,600					
	79	257,900	299,900	348,500	389,600	402,900					
	80	258,200	300,200	349,000	390,000	403,100					
	81	258,500	300,400	349,300	390,400	403,300					
	82	258,800	300,600	349,700	390,900	403,600					
	83	259,100	300,900	350,200	391,300	403,900					
	84	259,400	301,100	350,600	391,700	404,100					
	85	259,700	301,400	350,900	392,000	404,300					

	86	260,000	301,700	351,300						
	87	260,300	302,000	351,700						
	88	260,600	302,300	352,100						
	89	260,900	302,600	352,300						
	90	261,200	303,000	352,700						
	91	261,500	303,300	353,200						
	92	261,800	303,700	353,600						
	93	262,100	303,800	353,700						
	94		304,000	354,200						
	95		304,400	354,600						
	96		304,800	354,900						
	97		305,000	355,200						
	98		305,300	355,600						
	99		305,700	356,000						
	100		306,100	356,400						
	101		306,300	356,900						
	102		306,600	357,300						
	103		306,900	357,700						
	104		307,200	358,100						
	105		307,400	358,600						
	106		307,700	359,000						
	107		308,000	359,300						
	108		308,300	359,600						
	109		308,500	360,100						
	110		308,900							
	111		309,400							
	112		309,700							
	113		309,800							
	114		310,100							
	115		310,400							
	116		310,800							
	117		311,000							
	118		311,200							
	119		311,500							
	120		311,800							
	121		312,200							
	122		312,400							
	123		312,700							
	124		313,000							
	125		313,300							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		194,900	222,800	264,000	284,000	299,400	325,500	368,200	402,300	454,900

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員等に適用する。

別表第２

公　安　職　給　料　表

職員等の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級	9　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	213,700	235,100	259,500	299,900	337,000	358,700	390,000	426,700	473,100
	2	216,100	237,300	261,600	300,900	338,500	360,400	391,700	428,300	479,400
	3	218,600	239,500	263,800	301,900	340,000	362,100	393,400	430,000	484,500
	4	221,000	241,800	266,000	302,800	341,500	363,800	395,100	431,500	488,800
	5	223,500	244,000	268,100	303,500	343,100	365,400	396,700	433,000	492,900
	6	226,000	246,200	269,400	304,200	344,500	367,100	398,300	434,600	496,500
	7	228,400	248,300	270,800	304,900	345,800	368,700	399,900	436,000	499,500
	8	230,700	250,100	272,100	305,600	347,100	370,400	401,500	437,500	502,100
	9	233,000	252,200	273,400	306,300	348,400	372,000	403,200	438,600	504,300
	10	235,200	253,900	274,700	307,000	350,100	373,600	404,800	440,000	
	11	237,300	255,600	276,000	307,700	351,700	375,200	406,400	441,600	
	12	239,300	257,100	277,400	308,300	353,300	376,900	408,000	443,100	
	13	241,500	258,600	278,700	309,000	354,800	378,500	409,600	444,400	
	14	243,500	260,500	279,900	309,900	356,500	380,100	411,600	446,100	
	15	245,600	262,200	281,000	310,600	358,100	381,700	413,600	447,700	
	16	247,200	264,000	282,500	311,400	359,600	383,400	415,700	449,400	
	17	248,900	265,500	283,900	312,100	361,100	385,000	417,200	450,800	
	18	250,500	266,700	285,200	312,900	362,800	386,600	418,900	452,500	
	19	252,000	267,900	286,500	313,900	364,400	388,200	420,500	454,200	
	20	253,600	269,000	287,700	314,800	365,900	389,900	422,200	455,800	
	21	255,200	270,400	288,900	315,700	367,400	391,500	423,900	457,300	
	22	257,100	271,600	289,500	317,100	369,100	393,100	425,400	458,000	
	23	258,700	272,900	290,200	318,400	370,700	394,800	426,900	458,700	
	24	260,400	274,200	290,800	319,700	372,300	396,600	428,300	459,400	
	25	261,900	275,600	291,300	321,000	373,700	398,300	429,500	459,800	
	26	263,100	277,100	291,900	322,500	375,400	400,300	431,000	460,300	
	27	264,400	278,400	292,500	323,900	377,200	402,300	432,600	461,000	
	28	265,600	279,700	293,000	325,000	378,800	404,200	434,000	461,600	
	29	266,800	280,700	293,500	326,000	380,400	405,900	435,500	462,200	
	30	268,100	282,000	294,100	327,200	382,000	407,300	436,800	462,900	
	31	269,400	283,400	294,600	328,400	383,700	408,600	438,100	463,400	
	32	270,800	284,600	295,100	329,600	385,400	409,900	439,300	463,900	
	33	272,100	285,800	295,600	330,700	387,100	410,900	440,300	464,400	
	34	273,600	286,400	296,200	331,900	389,200	412,000	441,000	464,700	
	35	274,900	287,000	296,800	333,100	391,200	413,000	441,800	465,000	
	36	276,300	287,600	297,300	334,200	393,200	414,000	442,600	465,400	
	37	277,300	288,100	297,800	335,300	394,900	415,200	443,100	465,800	
	38	278,700	288,700	298,400	336,600	396,600	416,400	443,500	466,000	
	39	280,000	289,300	299,000	337,800	398,200	417,500	443,900	466,300	
	40	281,200	290,000	299,600	339,000	399,700	418,600	444,200	466,500	
	41	282,400	290,500	300,300	340,200	400,900	419,800	444,500	466,900	
	42	283,000	291,100	301,000	341,400	401,900	420,600	444,800	467,100	
	43	283,700	291,700	301,700	342,700	403,000	421,400	445,100	467,300	
	44	284,300	292,200	302,400	343,900	404,000	422,100	445,400	467,500	
	45	284,700	292,700	303,000	345,100	405,100	422,600	445,600	467,900	
	46	285,300	293,200	304,000	346,400	406,200	423,300	445,900		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	47	285,800	293,700	304,800	347,600	407,300	424,000	446,200			
	48	286,300	294,200	305,600	348,800	408,500	424,600	446,500			
	49	286,800	294,800	306,400	350,100	409,800	425,300	446,800			
	50	287,400	295,300	307,500	351,500	410,600	425,700	447,100			
	51	287,900	295,900	308,600	352,800	411,400	426,300	447,400			
	52	288,400	296,600	309,600	354,100	412,000	426,900	447,700			
	53	288,900	297,200	310,700	355,000	412,500	427,300	448,000			
	54	289,500	297,900	311,800	356,400	413,200	427,800	448,300			
	55	290,100	298,600	312,800	357,600	413,900	428,300	448,600			
	56	290,600	299,300	313,900	358,800	414,600	428,800	448,900			
	57	291,100	299,900	314,900	360,000	414,900	429,300	449,100			
	58	291,600	300,800	316,000	361,400	415,600	429,900	449,400			
	59	292,100	301,600	317,200	362,900	416,300	430,300	449,700			
	60	292,600	302,400	318,300	364,300	416,900	430,700	449,900			
	61	293,100	303,300	319,300	365,600	417,300	431,100	450,100			
	62	293,600	304,200	320,400	367,100	417,700	431,400	450,400			
	63	294,100	305,100	321,500	368,600	418,200	431,700	450,700			
	64	294,600	306,000	322,600	370,100	418,700	432,000	451,000			
	65	295,100	306,800	323,700	371,300	419,200	432,300	451,200			
	66	295,600	307,700	324,800	372,700	419,600	432,600	451,500			
	67	296,100	308,500	325,900	374,100	420,100	432,900	451,800			
	68	296,700	309,300	327,000	375,400	420,600	433,100	452,100			
	69	297,200	310,300	328,000	376,600	421,100	433,300	452,300			
	70	297,700	311,200	329,200	377,800	421,600	433,600	452,600			
	71	298,200	312,100	330,500	379,000	422,200	433,900	452,900			
	72	298,700	313,000	331,700	380,200	422,800	434,200	453,200			
	73	299,200	313,800	332,400	381,600	423,200	434,400	453,400			
	74	299,800	314,700	333,700	382,800	423,800	434,700				
	75	300,400	315,600	335,000	384,000	424,300	435,000				
	76	300,900	316,500	336,400	385,100	424,500	435,200				
	77	301,400	317,200	337,700	386,200	424,800	435,400				
	78	302,000	318,100	339,100	387,400	425,300	435,700				
	79	302,600	319,000	340,500	388,500	425,600	436,000				
	80	303,200	320,000	341,900	389,800	425,900	436,200				
	81	303,900	320,900	343,300	390,900	426,200	436,400				
	82	304,600	322,000	344,900	391,500	426,600	436,700				
	83	305,300	323,100	346,400	392,000	427,100	437,000				
	84	305,900	324,100	348,000	392,500	427,400	437,200				
	85	306,500	325,000	349,400	393,100	427,700	437,400				
	86	307,200	326,000	350,900	393,700						
	87	307,900	327,000	352,400	394,300						
	88	308,600	328,000	353,800	394,900						
	89	309,300	329,000	355,100	395,200						
	90	310,200	330,400	356,300	395,700						
	91	311,000	331,600	357,600	396,300						
	92	311,700	332,800	358,900	396,800						
	93	312,200	334,000	360,200	397,200						
	94	313,100	335,300	361,800	397,600						
	95	314,000	336,600	363,300	398,100						
	96	314,800	337,800	364,700	398,600						
	97	315,600	339,000	366,000	399,000						
	98	316,700	340,300	367,200	399,500						
	99	317,600	341,600	368,300	400,000						

	100	318,500	342,800	369,600	400,500					
	101	319,400	344,200	370,700	400,800					
	102	320,400	345,100	371,800	401,200					
	103	321,400	346,100	372,900	401,800					
	104	322,400	347,200	374,100	402,100					
	105	323,200	348,400	375,300	402,400					
	106	323,800	349,500	375,800	402,900					
	107	324,400	350,500	376,400	403,400					
	108	325,000	351,500	377,000	403,900					
	109	325,500	352,700	377,600	404,200					
	110	326,000	353,700	378,100	404,700					
	111	326,400	354,700	378,500	405,200					
	112	326,900	355,600	379,000	405,700					
	113	327,700	356,600	379,400	406,000					
	114	328,400	357,500	379,800	406,500					
	115	329,100	358,500	380,300	407,000					
	116	329,800	359,500	380,900	407,500					
	117	330,400	360,500	381,300	407,900					
	118	331,100	360,900	381,800	408,400					
	119	331,800	361,500	382,400	408,800					
	120	332,600	362,100	382,900	409,300					
	121	333,200	362,400	383,000	409,700					
	122	333,500	362,800	383,600						
	123	334,000	363,300	384,100						
	124	334,500	363,700	384,500						
	125	334,800	364,100	385,000						
	126		364,500	385,500						
	127		364,900	386,000						
	128		365,300	386,500						
	129		365,700	386,800						
	130		366,100	387,300						
	131		366,500	387,800						
	132		366,900	388,300						
	133		367,100	388,600						
	134		367,600	389,100						
	135		368,100	389,500						
	136		368,400	390,000						
	137		368,700	390,300						
	138		369,100	390,800						
	139		369,600	391,300						
	140		370,100	391,800						
	141		370,400	392,100						
	142		370,900							
	143		371,400							
	144		371,900							
	145		372,200							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		249,900	261,900	266,200	298,300	315,300	329,900	353,900	390,100	422,600

備考　この表は、警察官に適用する。

別表第３

海　事　職　給　料　表

職員等の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	1	220,900	279,800	324,100	371,200	414,700
	2	224,200	282,000	325,200	372,900	416,900
	3	227,300	283,900	326,300	374,600	419,000
	4	230,700	285,600	327,300	376,400	421,100
	5	234,000	287,300	328,300	377,900	423,200
	6	237,200	288,800	329,800	379,600	424,600
	7	240,300	290,300	331,400	381,300	426,000
	8	243,300	291,800	333,000	383,000	427,400
	9	246,400	293,300	334,900	384,600	428,900
	10	249,300	294,800	336,600	386,100	430,200
	11	252,200	296,200	338,200	387,600	431,500
	12	255,000	297,700	339,800	389,200	432,700
	13	258,000	299,100	341,500	390,700	433,900
	14	261,000	300,500	343,200	392,100	435,200
	15	263,800	301,900	344,800	393,400	436,400
	16	266,500	303,400	346,400	394,700	437,500
	17	269,300	304,800	347,900	396,300	438,500
	18	271,600	306,200	348,700	397,900	439,600
	19	273,000	307,500	349,500	399,500	440,700
	20	274,400	308,800	350,400	401,100	441,900
	21	275,800	310,100	351,200	402,800	442,900
	22	277,100	311,000	352,000	404,300	443,800
	23	278,300	311,800	352,800	405,700	444,700
	24	279,400	312,500	353,600	407,100	445,600
	25	280,500	313,200	354,400	408,600	446,500
	26	281,100	313,900	355,200	409,900	447,400
	27	281,600	314,600	356,100	411,100	448,300
	28	282,100	315,300	356,900	412,300	449,200
	29	282,600	316,000	357,600	413,500	449,600
	30	283,000	316,700	358,400	414,600	450,200
	31	283,500	317,300	359,200	415,700	450,800
	32	283,900	317,900	359,900	416,700	451,400
	33	284,300	318,500	360,600	417,200	451,900
	34	284,700	319,100	361,300	418,100	452,200
	35	285,100	319,700	362,000	419,000	452,700
	36	285,400	320,200	362,800	419,900	453,100
	37	285,700	320,700	363,500	420,800	453,400
	38	286,000	321,200	364,200	421,800	454,000
	39	286,300	321,700	364,800	422,700	454,600
	40	286,600	322,100	365,500	423,600	455,200
	41	286,900	322,500	366,300	424,400	455,800
	42	287,200	323,000	367,100	425,300	456,500
	43	287,500	323,400	367,800	426,200	457,200
	44	287,800	323,800	368,500	426,900	457,800
	45	288,100	324,200	369,300	427,100	458,100
	46	288,400	324,600	370,100	427,500	458,800
	47	288,700	325,000	370,900	427,900	459,500
	48	289,000	325,400	371,700	428,300	460,200
	49	289,400	325,800	372,500	428,600	460,600

	50	289,700	326,200	373,500	428,800	460,900
	51	290,000	326,600	374,400	429,200	461,200
	52	290,300	326,900	375,200	429,600	461,500
	53	290,400	327,200	375,800	429,900	461,700
	54	290,700	327,500	376,700	430,400	461,900
	55	291,000	327,800	377,600	431,000	462,200
	56	291,200	328,100	378,400	431,500	462,500
	57	291,400	328,400	378,900	432,100	462,700
	58	291,700	328,700	379,300	432,700	463,000
	59	292,000	329,000	379,600	433,200	463,300
	60	292,200	329,200	379,900	433,700	463,500
	61	292,400	329,400	380,200	434,300	463,700
	62	292,700	329,800	380,600	434,800	
	63	293,000	330,100	380,900	435,400	
	64	293,200	330,300	381,200	436,100	
	65	293,400	330,500	381,400	436,600	
	66	293,700	330,800	381,700	437,200	
	67	293,800	331,100	382,000	437,700	
	68	294,100	331,300	382,300	438,300	
	69	294,300	331,500	382,700	438,800	
	70			382,900	439,300	
	71			383,300	439,900	
	72			383,600	440,500	
	73			383,900	440,800	
	74			384,400	441,400	
	75			384,900	442,100	
	76			385,300	442,600	
	77			385,700	443,000	
	78			386,100	443,500	
	79			386,600	444,200	
	80			387,100	444,900	
	81			387,500	445,100	
	82			388,000		
	83			388,400		
	84			388,900		
	85			389,400		
	86			389,900		
	87			390,400		
	88			390,900		
	89			391,200		
	90			391,600		
	91			391,900		
	92			392,300		
	93			392,800		
	94			393,100		
	95			393,600		
	96			394,000		
	97			394,600		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		228,500	259,000	289,200	331,200	360,500

備考　この表は、練習船、警察用船舶等で人事委員会の指定するものに乗り組む職員等に適用する。ただし、警察官及び教育職員を除く。

別表第４

教　育　職　給　料　表

教育職給料表(1)

職員等の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	201,700	249,700	382,600	458,800
	2	204,100	251,500	384,100	460,600
	3	206,400	252,900	385,500	462,500
	4	208,700	254,500	386,900	464,300
	5	211,000	255,900	388,300	466,000
	6	213,300	257,200	389,900	467,700
	7	215,600	258,400	391,400	469,600
	8	217,800	259,600	392,800	471,300
	9	220,200	261,000	394,100	473,000
	10	222,400	262,200	395,700	474,700
	11	224,600	263,500	397,200	476,200
	12	226,800	264,900	398,700	477,700
	13	229,200	266,200	400,100	479,200
	14	231,300	268,100	401,600	480,500
	15	233,500	269,900	403,200	481,900
	16	235,600	271,800	404,700	483,200
	17	237,900	273,500	406,100	484,400
	18	240,000	275,700	407,700	485,100
	19	242,000	278,000	409,300	485,800
	20	244,000	280,200	410,900	486,500
	21	245,700	282,400	412,100	487,100
	22	247,000	284,700	413,500	
	23	248,300	286,900	414,900	
	24	249,600	289,000	416,300	
	25	250,900	291,000	417,900	
	26	252,100	292,900	419,300	
	27	253,300	294,800	420,600	
	28	254,500	296,700	422,000	
	29	255,600	298,500	423,500	
	30	256,800	300,400	424,800	
	31	258,100	302,200	426,300	
	32	259,300	304,000	427,800	
	33	260,400	305,700	429,500	
	34	261,700	307,500	430,900	
	35	263,000	309,200	432,500	
	36	264,400	310,900	434,000	
	37	265,800	312,500	435,800	
	38	267,200	314,200	437,300	
	39	268,500	316,000	438,900	
	40	269,800	317,700	440,600	
	41	271,200	319,100	442,100	
	42	272,200	321,000	443,600	
	43	273,200	322,900	444,800	
	44	274,100	324,600	446,000	
	45	274,800	326,300	447,200	
	46	275,600	328,200	448,500	
	47	276,400	330,000	449,800	
	48	277,300	331,700	451,000	
	49	278,100	333,400	452,100	
	50	278,900	335,200	453,300	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	51	279,600	337,100	454,500		
	52	280,400	338,800	455,700		
	53	281,200	340,500	457,000		
	54	282,000	341,800	458,200		
	55	282,800	343,200	459,400		
	56	283,700	344,500	460,700		
	57	284,400	346,000	461,800		
	58	285,000	347,600	462,400		
	59	285,800	349,200	462,900		
	60	286,700	350,800	463,400		
	61	287,500	352,300	463,900		
	62	288,100	353,900			
	63	288,900	355,500			
	64	289,600	357,100			
	65	290,700	358,600			
	66	291,500	360,200			
	67	292,300	361,800			
	68	293,000	363,400			
	69	293,700	364,900			
	70	294,500	366,500			
	71	295,300	368,100			
	72	296,000	369,700			
	73	296,800	371,200			
	74	297,500	372,800			
	75	298,200	374,400			
	76	298,800	376,000			
	77	299,400	377,500			
	78	300,100	378,900			
	79	300,800	380,300			
	80	301,400	381,600			
	81	302,000	383,000			
	82	302,700	384,400			
	83	303,500	385,800			
	84	304,200	387,200			
	85	304,900	388,200			
	86	305,700	389,600			
	87	306,400	391,000			
	88	307,100	392,300			
	89	307,800	393,500			
	90	308,700	394,800			
	91	309,500	395,900			
	92	310,400	397,100			
	93	310,900	398,400			
	94	311,700	399,500			
	95	312,500	400,700			
	96	313,300	401,900			
	97	314,000	403,400			
	98	314,800	404,400			
	99	315,600	405,400			
	100	316,400	406,500			
	101	317,200	407,400			
	102	318,100	408,400			
	103	319,000	409,400			
	104	319,800	410,600			
	105	320,300	411,300			
	106	321,200	412,200			
	107	322,000	413,100			
	108	322,900	414,000			

	109	323,600	414,800		
	110	324,000	415,700		
	111	324,400	416,500		
	112	324,900	417,300		
	113	325,400	417,900		
	114	325,800	418,600		
	115	326,300	419,300		
	116	326,700	420,000		
	117	327,300	420,600		
	118	327,800	421,100		
	119	328,200	421,500		
	120	328,700	421,900		
	121	329,200	422,200		
	122	329,600	422,500		
	123	330,000	422,800		
	124	330,600	423,000		
	125	331,200	423,200		
	126	331,500	423,500		
	127	331,800	423,800		
	128	332,100	424,000		
	129	332,300	424,200		
	130	332,600	424,500		
	131	332,900	424,800		
	132	333,100	425,000		
	133	333,300	425,200		
	134	333,500	425,500		
	135	333,700	425,800		
	136	334,000	426,000		
	137	334,300	426,200		
	138	334,500	426,500		
	139	334,900	426,800		
	140	335,200	427,000		
	141	335,400	427,200		
	142	335,600	427,500		
	143	335,900	427,800		
	144	336,100	428,000		
	145	336,400	428,200		
	146	336,600			
	147	336,900			
	148	337,200			
	149	337,400			
	150	337,600			
	151	337,900			
	152	338,200			
	153	338,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		242,100	283,400	341,700	428,400

備考　(1) この表は、県立の高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が３級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(2)

職員等の区分	職務の級	1　級	2　級	特　2　級	3　級	4　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,800	223,300	324,600	354,000	442,400
	2	204,100	225,700	326,400	355,500	443,700
	3	206,400	228,100	328,200	357,100	444,900
	4	208,700	230,600	330,000	358,600	446,200
	5	211,000	233,000	331,600	360,000	447,300
	6	213,300	235,500	333,500	361,400	448,500
	7	215,600	237,900	335,400	362,900	449,700
	8	217,800	240,400	337,400	364,300	450,900
	9	220,200	243,000	339,200	365,700	452,200
	10	222,400	244,600	341,200	367,000	453,400
	11	224,700	246,300	343,100	368,300	454,400
	12	226,900	248,000	344,900	369,700	455,500
	13	229,300	249,700	346,600	370,900	456,800
	14	231,400	251,500	348,300	372,200	457,600
	15	233,600	252,900	350,000	373,400	458,400
	16	235,700	254,500	351,600	374,600	459,300
	17	238,000	255,900	353,200	375,900	460,300
	18	240,100	257,200	354,500	377,100	460,800
	19	242,100	258,400	355,800	378,300	461,300
	20	244,000	259,600	357,000	379,400	461,800
	21	245,700	261,000	358,300	380,500	462,300
	22	247,000	262,200	359,700	381,700	
	23	248,300	263,500	361,100	383,000	
	24	249,600	264,900	362,500	384,100	
	25	250,900	266,200	363,800	385,200	
	26	252,000	268,100	365,200	386,400	
	27	253,100	269,900	366,600	387,600	
	28	254,200	271,800	367,900	388,800	
	29	255,400	273,500	369,300	389,900	
	30	256,700	275,700	370,700	391,100	
	31	258,000	278,000	372,000	392,300	
	32	259,200	280,200	373,300	393,400	
	33	260,300	282,400	374,600	394,500	
	34	261,500	284,700	375,900	395,800	
	35	262,700	286,900	377,100	397,000	
	36	264,000	289,000	378,300	398,200	
	37	265,200	291,000	379,500	399,400	
	38	266,400	292,900	380,700	400,700	
	39	267,600	294,800	381,900	402,000	
	40	268,800	296,700	383,200	403,200	
	41	270,000	298,500	384,300	404,400	
	42	271,200	300,400	385,500	405,700	
	43	272,300	302,200	386,700	406,700	
	44	273,400	304,000	387,900	407,800	
	45	274,400	305,700	389,100	409,100	
	46	275,200	307,500	390,400	410,300	
	47	276,000	309,200	391,700	411,500	
	48	276,900	310,900	392,900	412,700	
	49	277,600	312,500	393,800	413,800	
	50	278,400	314,200	395,000	414,800	
	51	279,100	316,000	396,100	416,200	
	52	279,800	317,700	397,200	417,400	
	53	280,600	319,100	398,000	418,600	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	54	281,400	321,000	399,100	419,700	
	55	282,200	322,900	400,100	420,800	
	56	282,900	324,600	401,100	421,900	
	57	283,700	326,300	402,200	423,000	
	58	284,500	328,200	403,300	424,200	
	59	285,300	330,000	404,400	425,400	
	60	286,000	331,700	405,500	426,600	
	61	286,600	333,400	406,500	427,200	
	62	287,300	335,200	407,600	428,000	
	63	288,000	337,100	408,700	428,700	
	64	288,600	338,800	409,800	429,200	
	65	289,300	340,500	410,700	429,500	
	66	290,100	341,800	411,600	429,900	
	67	290,800	343,200	412,600	430,300	
	68	291,500	344,500	413,600	430,700	
	69	292,200	346,000	414,400	431,000	
	70	293,000	347,500	415,300	431,400	
	71	293,700	349,000	416,000	431,700	
	72	294,400	350,600	416,800	432,000	
	73	294,900	352,000	417,500	432,300	
	74	295,600	353,500	418,100	432,700	
	75	296,300	355,000	418,800	433,000	
	76	297,000	356,600	419,500	433,300	
	77	297,600	358,000	420,100	433,600	
	78	298,300	359,500	420,800	433,900	
	79	298,900	361,000	421,300	434,200	
	80	299,500	362,600	422,000	434,400	
	81	300,100	364,000	422,400	434,600	
	82	300,700	365,300	422,800		
	83	301,300	366,600	423,100		
	84	301,900	367,800	423,400		
	85	302,400	369,100	423,600		
	86	302,900	370,300	423,900		
	87	303,500	371,500	424,200		
	88	304,000	372,600	424,400		
	89	304,400	373,700	424,600		
	90	305,000	374,800	424,900		
	91	305,500	376,000	425,200		
	92	306,000	377,100	425,400		
	93	306,300	378,200	425,600		
	94	306,800	379,400	425,900		
	95	307,300	380,500	426,200		
	96	307,700	381,600	426,400		
	97	308,100	382,700	426,600		
	98	308,600	383,700	426,900		
	99	309,100	384,600	427,200		
	100	309,500	385,500	427,400		
	101	310,000	386,300	427,600		
	102	310,400	387,300	427,900		
	103	310,800	388,300	428,200		
	104	311,100	389,200	428,400		
	105	311,300	390,000	428,600		
	106	311,700	390,900			
	107	311,900	391,800			
	108	312,100	392,700			
	109	312,300	393,500			
	110	312,500	394,500			
	111	312,800	395,500			

	112	313,100	396,400			
	113	313,300	397,000			
	114	313,500	397,900			
	115	313,700	398,800			
	116	314,000	399,700			
	117	314,300	400,500			
	118	314,600	401,200			
	119	314,900	402,100			
	120	315,200	402,900			
	121	315,300	403,500			
	122	315,500	404,200			
	123	315,800	404,900			
	124	316,100	405,500			
	125	316,300	406,100			
	126		406,800			
	127		407,300			
	128		407,900			
	129		408,600			
	130		409,200			
	131		409,700			
	132		410,200			
	133		410,500			
	134		410,800			
	135		411,100			
	136		411,400			
	137		411,700			
	138		412,000			
	139		412,300			
	140		412,600			
	141		412,900			
	142		413,200			
	143		413,500			
	144		413,800			
	145		414,100			
	146		414,400			
	147		414,700			
	148		414,900			
	149		415,100			
	150		415,400			
	151		415,700			
	152		415,900			
	153		416,100			
	154		416,400			
	155		416,700			
	156		416,900			
	157		417,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		233,200	280,200	308,000	335,000	418,200

備考　(1) この表は、県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が３級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(3)

職員等の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	265,400	345,500	399,600	468,400
	2	267,600	347,100	401,300	477,300
	3	269,700	348,700	402,800	485,800
	4	271,700	350,300	404,100	494,000
	5	273,500	351,800	405,300	502,400
	6	275,000	353,400	406,300	510,300
	7	276,500	355,000	407,300	517,700
	8	278,100	356,700	408,300	524,800
	9	279,900	358,100	409,300	531,600
	10	281,900	360,100	410,400	537,900
	11	284,000	362,100	411,500	542,700
	12	286,000	364,200	412,600	546,200
	13	288,000	366,000	413,700	549,800
	14	290,300	367,600	414,800	553,000
	15	292,400	369,300	416,000	556,100
	16	294,500	370,900	417,100	558,600
	17	296,500	372,200	418,200	560,800
	18	299,200	373,700	419,300	
	19	301,900	375,100	420,400	
	20	304,600	376,500	421,700	
	21	307,200	377,800	422,700	
	22	309,700	379,000	423,800	
	23	312,100	380,200	424,900	
	24	314,300	381,300	426,100	
	25	316,600	382,500	427,000	
	26	318,600	383,900	428,100	
	27	320,600	385,200	429,300	
	28	322,600	386,500	430,300	
	29	324,700	387,800	431,300	
	30	326,600	389,200	432,400	
	31	328,500	390,500	433,500	
	32	330,500	391,800	434,600	
	33	332,300	393,100	435,700	
	34	334,200	394,300	436,900	
	35	336,200	395,600	438,100	
	36	338,100	396,700	439,300	
	37	339,800	397,800	440,000	
	38	341,000	399,000	440,900	
	39	342,100	400,100	441,800	
	40	343,300	401,200	442,700	
	41	343,900	402,400	443,500	
	42	344,300	403,600	444,400	

		43	344,700	404,800	445,300		
		44	345,100	405,900	446,100		
		45	345,700	406,900	446,800		
		46	346,200	407,900	447,700		
		47	346,700	409,000	448,700		
		48	347,100	409,900	449,600		
		49	347,500	411,100	450,500		
		50	347,900	412,500	451,500		
		51	348,300	413,900	452,500		
		52	348,700	415,400	453,400		
		53	349,200	416,200	454,400		
		54	349,600	417,200	455,400		
		55	350,000	418,200	456,400		
		56	350,400	419,300	457,400		
		57	350,800	420,300	458,300		
		58	351,200	421,100	459,200		
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	59	351,600	421,900	460,100		
		60	352,000	422,600	461,200		
		61	352,400	423,300	462,000		
		62	352,800	424,200	462,400		
		63	353,200	425,000	463,000		
		64	353,600	425,600	463,600		
		65	354,000	426,200	464,200		
		66	354,400	426,600	464,900		
		67	354,800	426,900	465,200		
		68	355,200	427,200	465,800		
		69	355,600	427,500	466,200		
		70	356,200	427,800	466,500		
		71	356,600	428,000	466,800		
		72	357,000	428,300	467,100		
		73	357,300	428,500	467,400		
		74	357,800	428,800			
		75	358,200	429,100			
		76	358,600	429,400			
		77	359,000	429,600			
		78	359,500	429,900			
		79	360,000	430,200			
		80	360,500	430,500			
		81	361,000	430,700			
		82	361,700	431,000			
		83	362,500	431,300			
		84	363,200	431,600			
		85	363,800	431,800			
		86	364,400	432,100			
		87	365,000	432,400			
		88	365,600	432,600			

	89	366,100	432,800		
	90	366,500	433,100		
	91	367,000	433,400		
	92	367,400	433,600		
	93	367,800	433,800		
	94	368,200			
	95	368,700			
	96	369,100			
	97	369,700			
	98	370,200			
	99	370,600			
	100	371,100			
	101	371,500			
	102	372,000			
	103	372,300			
	104	372,700			
	105	373,200			
	106	373,600			
	107	374,100			
	108	374,600			
	109	375,000			
	110	375,500			
	111	376,000			
	112	376,400			
	113	376,800			
	114	377,200			
	115	377,600			
	116	378,000			
	117	378,400			
	118	378,800			
	119	379,200			
	120	379,600			
	121	379,900			
	122	380,300			
	123	380,800			
	124	381,100			
	125	381,500			
	126	382,000			
	127	382,600			
	128	383,000			
	129	383,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		292,400	303,600	326,100	412,300

備考　この表は、県立の大学に勤務する教育職員に適用する。

別表第５

研　究　職　給　料　表

職員等の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,400	237,000	331,000	381,700	453,300
	2	186,600	241,300	333,100	383,200	463,400
	3	187,800	244,100	335,100	384,600	472,900
	4	188,900	246,800	337,200	386,000	483,000
	5	190,000	249,500	339,000	387,400	492,800
	6	192,200	251,700	341,000	388,900	502,600
	7	194,300	253,200	343,000	390,300	511,700
	8	196,400	254,700	344,900	391,700	519,700
	9	198,700	256,200	346,700	393,100	527,600
	10	200,700	258,400	348,300	394,600	534,800
	11	202,700	260,500	350,000	396,100	540,300
	12	204,800	262,500	351,600	397,500	544,800
	13	206,900	264,300	353,200	398,900	547,900
	14	208,900	266,800	354,200	400,400	549,900
	15	210,800	269,200	355,200	402,000	
	16	212,600	271,500	356,300	403,500	
	17	214,400	273,700	357,400	405,000	
	18	216,300	276,100	358,700	406,600	
	19	218,100	278,600	359,900	408,200	
	20	220,000	281,000	361,100	410,000	
	21	221,900	283,300	362,400	411,200	
	22	223,800	285,500	363,500	412,600	
	23	225,500	287,600	364,600	414,000	
	24	227,300	289,600	365,700	415,400	
	25	229,100	291,600	366,800	416,700	
	26	231,400	293,500	367,800	418,000	
	27	233,500	295,400	368,800	419,500	
	28	235,700	297,400	369,900	421,000	
	29	237,700	299,300	370,800	422,200	
	30	238,800	300,800	371,700	423,500	
	31	239,900	302,300	372,500	425,100	
	32	241,000	303,900	373,300	426,600	
	33	242,400	305,400	374,000	427,900	
	34	244,000	306,900	374,800	429,300	
	35	245,500	308,400	375,700	430,800	
	36	247,000	309,900	376,500	432,200	
	37	248,500	311,300	377,300	433,600	
	38	250,100	312,200	378,100	435,000	
	39	251,800	313,100	378,900	436,500	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	40	253,400	314,000	379,700	437,900	
	41	255,000	314,800	380,500	439,000	
	42	256,500	315,300	381,800	440,300	
	43	258,100	315,900	383,100	441,700	
	44	259,600	316,300	384,400	443,000	
	45	261,100	316,800	385,100	443,900	
	46	262,400	317,400	386,100	444,700	
	47	263,700	317,900	386,900	445,600	
	48	264,900	318,400	387,600	446,500	
	49	266,100	318,800	388,400	447,400	
	50	267,200	319,300	389,100	448,200	
	51	268,300	319,800	389,800	448,800	
	52	269,400	320,300	390,500	449,600	
	53	270,600	320,700	391,100	450,000	
	54	271,700	321,200	391,800	450,600	
	55	272,700	321,600	392,600	451,100	
	56	273,700	322,000	393,400	451,600	
	57	274,700	322,400	394,000	452,100	
	58	275,400	322,900	394,800		
	59	276,000	323,300	395,500		
	60	276,600	323,700	396,300		
	61	277,300	324,100	396,900		
	62	277,900	324,700	397,600		
	63	278,500	325,300	398,400		
	64	279,100	325,900	399,100		
	65	279,700	326,400	399,700		
	66	280,300	327,000	400,300		
	67	280,900	327,600	400,900		
	68	281,500	328,200	401,600		
	69	282,100	328,700	402,400		
	70	282,800	329,300	402,900		
	71	283,600	330,000	403,500		
	72	284,300	330,600	404,100		
	73	284,900	331,100	404,600		
	74	285,600	331,800	405,200		
	75	286,300	332,500	405,800		
	76	287,000	333,200	406,300		
	77	287,600	333,900	406,800		
	78	288,300	334,600	407,300		
	79	289,000	335,300	407,800		
	80	289,600	336,100	408,500		
	81	290,300	336,800	408,900		
	82	291,000	337,600			
	83	291,700	338,200			
	84	292,300	338,900			

	85	292,900	339,400			
	86	293,600	339,900			
	87	294,300	340,300			
	88	294,900	340,700			
	89	295,500	341,000			
	90	296,200	341,500			
	91	297,000	341,900			
	92	297,600	342,300			
	93	298,200	342,600			
	94	298,900	343,000			
	95	299,500	343,500			
	96	300,100	343,900			
	97	300,400	344,400			
	98	301,000	344,900			
	99	301,600	345,400			
	100	302,100	345,900			
	101	302,600	346,400			
	102	303,000	346,900			
	103	303,500	347,400			
	104	303,900	347,900			
	105	304,300	348,400			
	106	304,800	348,800			
	107	305,200	349,300			
	108	305,600	349,700			
	109	305,800	350,200			
	110	306,200	350,600			
	111	306,500	351,000			
	112	306,700	351,400			
	113	307,000	351,900			
	114	307,300	352,300			
	115	307,600	352,700			
	116	307,900	353,100			
	117	308,200	353,600			
	118	308,500	354,000			
	119	308,700	354,400			
	120	309,000	354,800			
	121	309,300	355,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		225,200	267,600	293,000	336,500	396,600

備考　この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員等で人事委員会で定めるものに適用する。

別表第６

医　療　職　給　料　表

医療職給料表(1)

職員等の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
	41	394,100	465,600	521,500	
	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	
	44	396,100	469,100	523,900	
	45	397,000	470,100	524,800	
	46	397,600	471,100	525,600	
	47	398,200	472,000	526,400	
	48	398,800	472,800	527,100	

	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	
	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考　この表は、社会福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(2)

職員等の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	190,300	230,500	267,000	286,100	319,800	366,200	421,300
	2	192,500	231,800	267,800	286,900	321,200	367,900	423,200
	3	194,600	233,100	268,600	287,700	322,600	369,600	425,200
	4	196,700	234,500	269,400	288,400	324,100	371,200	427,000
	5	198,800	235,700	270,300	289,100	325,500	372,800	428,800
	6	200,800	236,800	271,100	289,900	327,100	374,400	430,400
	7	202,900	237,800	271,900	290,600	328,600	376,100	432,100
	8	204,800	238,800	272,700	291,400	330,200	377,700	433,600
	9	206,700	239,800	273,500	292,200	331,700	379,300	435,100
	10	208,600	241,000	274,300	293,000	333,300	381,300	436,500
	11	210,600	242,400	275,100	293,800	334,800	383,400	437,800
	12	212,800	243,500	275,900	294,500	336,400	385,400	439,100
	13	214,500	245,000	276,800	295,200	337,900	386,800	440,500
	14	216,600	246,300	277,600	296,300	339,500	388,500	441,700
	15	218,800	247,400	278,400	297,500	341,000	390,300	442,900
	16	220,900	249,000	279,200	298,700	342,600	392,000	444,000
	17	223,100	250,500	280,000	299,900	344,100	393,800	445,200
	18	224,700	251,900	280,800	301,100	345,700	395,300	446,300
	19	226,200	253,100	281,600	302,300	347,300	396,800	447,500
	20	227,300	254,300	282,400	303,600	348,800	398,300	448,800
	21	228,400	255,400	283,300	304,800	350,200	399,600	449,900
	22	229,300	256,300	284,200	306,000	351,700	400,900	450,700
	23	230,200	257,200	285,100	307,200	353,200	402,200	451,100
	24	231,200	258,000	285,900	308,400	354,700	403,400	451,800
	25	232,100	258,800	286,700	309,700	356,300	404,500	452,300
	26	233,000	259,600	287,600	310,900	357,800	405,600	452,700
	27	233,900	260,400	288,500	312,000	359,300	406,800	453,100
	28	234,800	261,200	289,300	313,200	360,700	407,900	453,500
	29	235,700	262,000	290,200	314,500	362,100	408,700	453,900
	30	236,600	262,800	291,300	315,700	363,800	409,500	454,300
	31	237,600	263,700	292,300	317,000	365,300	410,300	454,700
	32	238,500	264,500	293,300	318,200	366,900	411,100	455,000
	33	239,300	265,300	294,300	319,400	368,100	411,500	455,300
	34	240,100	266,100	295,400	320,500	369,200	412,100	455,700
	35	240,900	266,800	296,500	321,700	370,400	412,600	456,100
	36	241,700	267,600	297,500	323,000	371,500	413,000	456,400

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	37	242,500	268,500	298,500	324,200	372,500	413,400	456,700
	38	243,300	269,300	299,500	325,500	373,300	413,600	
	39	244,200	270,100	300,500	326,800	374,300	413,900	
	40	245,000	271,000	301,500	328,000	375,400	414,200	
	41	245,600	271,800	302,500	328,900	376,400	414,500	
	42	246,200	272,600	303,800	330,200	377,500	414,800	
	43	246,800	273,400	304,900	331,400	378,500	415,100	
	44	247,300	274,200	306,000	332,600	379,400	415,400	
	45	247,800	274,900	307,100	333,700	380,200	415,700	
	46	248,400	275,700	308,200	334,700	381,000	416,000	
	47	248,900	276,500	309,300	335,700	381,900	416,300	
	48	249,300	277,400	310,500	336,700	382,800	416,600	
	49	249,700	278,100	311,600	337,600	383,300	416,800	
	50	250,200	278,900	312,700	338,600	384,100	417,100	
	51	250,800	279,600	313,800	339,600	384,900	417,400	
	52	251,300	280,300	314,900	340,500	385,700	417,700	
	53	251,600	281,000	315,900	341,000	386,100	417,900	
	54	251,900	281,700	317,000	341,900	386,800		
	55	252,200	282,400	318,000	342,700	387,500		
	56	252,500	283,100	319,000	343,600	388,100		
	57	252,800	283,900	320,000	344,300	388,500		
	58	253,100	284,600	321,000	344,600	389,100		
	59	253,400	285,300	322,000	345,100	389,700		
	60	253,700	285,900	323,000	345,700	390,300		
	61	254,000	286,500	323,900	346,300	390,700		
	62	254,300	287,200	324,700	347,000	391,200		
	63	254,600	287,900	325,400	347,700	391,700		
	64	254,900	288,500	326,100	348,300	392,200		
	65	255,200	289,100	326,700	349,000	392,800		
	66	255,500	289,800	327,400	349,500	393,300		
	67	255,800	290,600	328,000	350,100	393,900		
	68	256,100	291,200	328,600	350,700	394,500		
	69	256,400	291,800	329,200	351,000	395,000		
	70	256,700	292,500	329,400	351,700	395,500		
	71	257,100	293,200	329,900	352,200	396,000		
	72	257,300	293,800	330,500	352,700	396,500		
	73	257,500	294,400	331,100	353,200	396,800		
	74	257,800	294,900	331,600	353,700	397,400		
	75	258,100	295,300	332,100	354,200	397,800		
	76	258,300	295,700	332,500	354,600	398,200		
	77	258,500	296,100	333,100	354,900	398,600		

	78	258,800	296,400	333,600	355,200			
	79	259,100	296,800	334,000	355,500			
	80	259,300	297,100	334,500	355,800			
	81	259,500	297,400	335,000	356,300			
	82	259,800	297,700	335,400	356,600			
	83	260,100	298,000	335,600	356,900			
	84	260,300	298,300	335,900	357,200			
	85	260,500	298,500	336,300	357,600			
	86		298,700	336,700	357,900			
	87		298,900	337,100	358,200			
	88		299,100	337,400	358,500			
	89		299,500	337,700	358,900			
	90		299,700	337,900	359,200			
	91		299,900	338,300	359,500			
	92		300,100	338,600	359,800			
	93		300,500	338,800	360,100			
	94		300,700	339,100	360,500			
	95		300,900	339,400	360,900			
	96		301,200	339,700	361,300			
	97		301,500	339,900	361,800			
	98		301,700	340,200	362,200			
	99		301,900	340,500	362,600			
	100		302,200	340,700	363,000			
	101		302,500	340,800	363,500			
	102		302,700	341,100				
	103		302,900	341,500				
	104		303,200	341,700				
	105		303,500	341,900				
	106			342,300				
	107			342,700				
	108			343,100				
	109			343,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		195,900	222,900	251,900	265,700	291,700	333,400	376,700

備考　この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師及び保育士並びにその他の医療技術職員で人事委員会で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員等の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	209,600	243,300	286,100	299,700	324,200	367,500
	2	211,500	245,600	286,600	300,300	325,200	369,300
	3	213,300	247,800	287,100	300,900	326,200	371,000
	4	215,000	250,100	287,600	301,400	327,200	372,700
	5	216,700	252,300	288,100	301,900	328,200	374,500
	6	218,600	253,400	288,600	302,400	329,500	376,500
	7	220,500	254,300	289,100	303,200	330,700	378,600
	8	222,200	255,400	289,600	303,700	331,900	380,700
	9	224,000	256,500	290,200	304,200	333,000	382,400
	10	226,100	257,700	290,700	304,800	334,200	384,500
	11	228,000	258,800	291,200	305,400	335,300	386,700
	12	230,100	260,100	291,700	305,900	336,500	388,700
	13	232,100	261,100	292,200	306,400	337,600	390,600
	14	234,100	261,800	292,700	307,100	338,800	392,200
	15	236,300	262,500	293,200	307,800	339,900	394,100
	16	238,300	263,400	293,700	308,500	341,000	395,900
	17	240,500	264,600	294,200	309,200	342,100	397,600
	18	242,600	265,700	294,700	310,200	343,400	399,300
	19	244,700	266,800	295,200	311,100	344,500	401,200
	20	246,800	267,900	295,700	312,000	345,600	403,000
	21	248,900	269,000	296,200	312,800	346,700	404,700
	22	250,700	270,100	296,800	313,700	347,900	406,400
	23	251,900	271,300	297,300	314,600	349,000	408,200
	24	253,000	272,400	297,800	315,500	350,200	409,900
	25	254,100	273,400	298,300	316,400	351,300	411,600
	26	255,000	274,500	298,900	317,300	352,600	413,300
	27	255,900	275,600	299,700	318,200	353,900	415,200
	28	256,800	276,600	300,500	319,100	355,200	417,000
	29	257,700	277,700	301,200	319,900	356,500	418,500
	30	258,500	278,400	302,000	321,000	358,000	420,000
	31	259,200	279,100	302,800	322,100	359,500	421,500
	32	259,900	279,800	303,700	323,300	361,000	422,900
	33	260,700	280,500	304,400	324,400	362,200	424,000
	34	261,500	281,100	305,200	325,500	363,700	425,100
	35	262,300	281,600	306,000	326,600	365,200	426,200
	36	263,000	282,100	306,700	327,700	366,600	427,500
	37	263,800	282,600	307,500	328,800	368,100	428,800
	38	264,700	283,200	308,300	330,100	369,100	429,900
	39	265,600	283,800	309,100	331,200	370,500	431,100
	40	266,400	284,300	310,000	332,300	371,800	432,200
	41	267,200	284,700	310,700	333,100	373,100	433,400
	42	268,100	285,200	311,700	334,200	374,500	434,400
	43	268,900	285,700	312,700	335,300	375,800	435,500
	44	269,700	286,200	313,600	336,400	377,200	436,600
	45	270,600	286,700	314,500	337,400	378,700	437,700
	46	271,300	287,200	315,500	338,400	379,900	438,200
	47	272,000	287,700	316,600	339,400	381,100	438,800
	48	272,600	288,200	317,500	340,400	382,300	439,200
	49	273,200	288,700	318,400	341,700	383,400	439,800
	50	273,700	289,200	319,400	343,000	384,300	440,300
	51	274,200	289,700	320,400	344,200	385,300	440,700
	52	274,600	290,300	321,400	345,400	386,200	441,200
	53	275,000	290,800	322,200	346,300	386,800	441,800
	54	275,500	291,300	323,300	347,500	387,600	442,200
	55	276,000	291,800	324,300	348,700	388,400	442,500

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	56	276,400	292,300	325,200	350,000	389,300	442,800
	57	276,900	292,800	326,100	351,000	389,900	443,200
	58	277,300	293,600	327,100	351,900	390,600	
	59	277,700	294,400	328,100	353,000	391,400	
	60	278,100	295,100	329,000	354,200	392,000	
	61	278,500	295,800	330,000	355,300	392,600	
	62	278,900	296,800	331,200	356,600	393,300	
	63	279,300	297,700	332,400	357,800	394,000	
	64	279,700	298,500	333,600	358,800	394,600	
	65	280,100	299,300	334,300	359,800	395,300	
	66	280,500	300,200	335,500	360,800	395,800	
	67	280,900	301,000	336,600	361,900	396,400	
	68	281,300	301,800	337,500	363,000	396,900	
	69	281,700	302,600	338,600	363,800	397,300	
	70	282,200	303,600	339,300	365,000	397,900	
	71	282,700	304,500	340,400	366,100	398,400	
	72	283,100	305,400	341,600	367,200	398,700	
	73	283,600	306,300	342,700	367,900	399,000	
	74	284,200	307,200	343,900	368,700	399,500	
	75	284,800	308,100	345,000	369,500	399,900	
	76	285,300	309,000	346,100	370,200	400,200	
	77	285,800	309,900	347,200	370,700	400,500	
	78	286,400	310,900	348,400	371,200	401,000	
	79	287,000	311,900	349,400	371,800	401,600	
	80	287,500	312,800	350,500	372,300	402,000	
	81	288,000	313,300	351,400	372,900	402,300	
	82	288,500	314,200	352,400	373,400	402,700	
	83	289,000	315,100	353,300	373,900	403,200	
	84	289,500	315,900	354,300	374,400	403,600	
	85	290,100	316,800	355,300	374,800	404,000	
	86	290,600	317,800	356,100	375,200		
	87	291,100	318,800	356,900	375,800		
	88	291,600	319,800	357,700	376,400		
	89	292,100	320,700	358,200	376,700		
	90	292,600	321,800	358,800	377,200		
	91	293,100	322,800	359,500	377,600		
	92	293,600	323,900	360,100	377,900		
	93	294,100	324,700	360,500	378,500		
	94	294,700	325,400	360,900	379,000		
	95	295,300	326,100	361,400	379,500		
	96	295,900	326,700	361,800	380,000		
	97	296,600	327,200	362,300	380,600		
	98	297,100	327,500	362,700	381,100		
	99	297,600	328,100	363,200	381,600		
	100	298,100	328,700	363,600	382,000		
	101	298,600	329,100	364,000	382,600		
	102	299,100	329,700	364,500	383,100		
	103	299,600	330,300	364,900	383,600		
	104	300,000	330,900	365,200	384,100		
	105	300,400	331,300	365,700	384,700		
	106	300,900	331,800	366,200	385,200		
	107	301,400	332,300	366,700	385,700		
	108	301,700	332,800	367,200	386,200		
	109	301,900	333,200	367,700	386,800		
	110	302,200	333,600	368,200			
	111	302,400	333,900	368,700			
	112	302,800	334,200	369,100			
	113	303,000	334,500	369,500			
	114	303,200	334,900	369,900			
	115	303,600	335,300	370,400			
	116	303,800	335,600	370,900			
	117	304,100	335,700	371,300			

	118	304,400	336,000	371,800			
	119	304,700	336,400	372,300			
	120	305,000	336,600	372,800			
	121	305,300	336,800	373,100			
	122	305,700	337,100				
	123	306,000	337,400				
	124	306,300	337,700				
	125	306,500	337,900				
	126	306,700	338,200				
	127	307,000	338,600				
	128	307,400	338,800				
	129	307,600	338,900				
	130	307,900	339,200				
	131	308,300	339,600				
	132	308,700	339,900				
	133	308,800	340,200				
	134	309,100	340,600				
	135	309,600	341,000				
	136	309,900	341,400				
	137	310,100	341,700				
	138	310,400	342,100				
	139	310,700	342,500				
	140	311,000	342,900				
	141	311,200	343,200				
	142	311,600	343,600				
	143	312,000	343,900				
	144	312,300	344,300				
	145	312,400	344,600				
	146	312,700	345,000				
	147	313,000	345,400				
	148	313,400	345,800				
	149	313,700	346,100				
	150	313,900	346,500				
	151	314,200	346,900				
	152	314,500	347,300				
	153	314,900	347,600				
	154	315,100					
	155	315,300					
	156	315,600					
	157	315,900					
	158	316,200					
	159	316,500					
	160	316,800					
	161	317,200					
	162	317,500					
	163	317,800					
	164	318,100					
	165	318,500					
	166	318,800					
	167	319,100					
	168	319,400					
	169	319,800					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		243,300	264,200	271,600	282,100	298,800	337,000

備考　この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

（山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第２条　山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項ただし書中「次項第１号及び第３号から第６号まで」を「次項第２号から第５号まで」に、「第11条第１項ただし書に規定する行政９級職員等」を「第４条第１項第１号に規定する行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が９級であるものに相当するものとして管理者が定める職員及び同表以外の同項に規定する給料表の適用を受ける者でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの」に改め、同条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げる。

第７条の２第２項中「（以下「給与条例適用者等」という。）が、」を「から」に、「なり」を「なつた者又は異動若しくは公署の移転に準ずるものとして管理者が定めるものがあつた者が」に改める。

第７条の３第２号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」に改める。

第８条の２第２項中「給与条例適用者等から引き続き職員となり、これ」を「新たに職員となつたこと」に、「、給与条例適用者等から引き続き」を「、新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。）」を削る。

第14条の２中「勤務した」を「勤務をした」に、「勤務を要しない日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に、「の間」を「の間（勤務を要しない日等に含まれる時間を除く。）」に改める。

第17条第２号中「であつて支給地域その他管理者が定める地域又は管理者が指定する区域に居住するもの」を削る。

第18条の２を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第18条の２　第６条、第７条及び前条の規定は定年前再任用短時間勤務職員には適用せず、これらの規定並びに第７条の２第１項（当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に係る部分を除く。）及び第２項、第７条の３、第８条の２、第10条並びに第17条の規定は育児休業法第18条第１項の規定により採用された職員には適用しない。

（山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第３条　山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項ただし書中「次項第１号及び第３号から第６号まで」を「次項第２号から第５号まで」に、「第11条第１項ただし書に規定する行政９級職員等」を「第４条第１項第１号に規定する行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が９級であるものに相当するものとして管理者が定める職員及び同表以外の同項に規定する給料表の適用を受ける者でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの」に改め、同条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げる。

第８条第３項中「（以下「給与条例適用者等」という。）が、」を「から」に、「なり」を「なった者又は異動若しくは公署の移転に準ずるものとして管理者が定めるものがあった者が」に改める。

第９条第２号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」に改める。

第11条第２項中「給与条例適用者等から引き続き職員となり、これ」を「新たに職員となったこと」に、「、給与条例適用者等から引き続き」を「、新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。）」を削る。

第17条中「勤務した」を「勤務をした」に、「勤務を要しない日等以外の日の午前零時から」

を「午後10時から翌日の」に、「の間」を「の間（勤務を要しない日等に含まれる時間を除く。）」に改める。

第21条第２号中「であって支給地域その他管理者が定める地域又は管理者が指定する区域に居住するもの」を削る。

第23条を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第23条　第６条、第７条及び前条の規定は定年前再任用短時間勤務職員には適用せず、これらの規定並びに第８条第１項（当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に係る部分を除く。）、第２項及び第３項、第９条、第11条並びに第21条の規定は育児休業法第18条第１項の規定により採用された職員には適用しない。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第４条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年３月県条例第６号）の一部を次のように改正する。

第４条第４項を削り、同条第５項中「、第３項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第４項とする。

第５条第１項中「、第12条」を削り、「、第13条の６」を「並びに第13条の６」に改め、「並びに第21条」を削り、同条第２項中「並びに」を「、第21条第２項並びに」に、「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の167.5」を「100分の95」に、「「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を「給与条例第21条第２項第１号中「100分の105」とあるのは「100分の77.5」に改める。

第６条第１項を削り、同条第２項中「、第７条の３及び第16条」を「及び第７条の３」に、「、第９条及び第20条」を「及び第９条」に、「特定任期付企業職員」を「第２条第１項の規定により任期を定めて採用された企業職員（以下「特定任期付企業職員」という。）」に改め、同項を同条第１項とし、同条第３項中「第２条第３項、」及び「、企業局給与条例第２条第３項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と」を削り、同項を同条第２項とし、同条第４項中「第２条第３項、」及び「、病院事業局給与条例第２条第３項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と」を削り、同項を同条第３項とする。

第７条の表中

「

	第５条第３項及び第４項、第６条、第９条の２	第９条の２
	第13条の２	第12条の７、第13条の２
	並びに	及び

」を

「

	第５条第３項及び第４項、第６条、第９条の２並びに第11条	第９条の２、第11条、第12条の３から第12条の５まで、第12条の７、第13条の２から第13条の５まで及び前２条

」に

改める。

（山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例の一部改正）

第５条　山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第14条第２項中「第９条第３項」を「第９条第２項」に改める。

附則第16条第２項及び第７項中「第９条第３項」を「第９条第２項」に改め、同条第８項中「、第11条、第12条、第12条の３から第12条の５まで、第13条の２から第13条の５まで、第22条及び第23条」を「及び第11条」に改める。

附則第24条中「第９条第３項」を「第９条第２項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（号給の切替え）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において山形県職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１から別表第６までの給料表の適用を受けていた職員等（給与条例第１条に規定する職員等をいう。以下同じ。）であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（施行日前の異動者の号給の調整）

３　施行日前に職務の級を異にして異動した職員等及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員等の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

４　施行日から令和８年３月31日までの間における第１条の規定による改正後の給与条例（以下「第１条改正後給与条例」という。）第11条の規定の適用については、同条第１項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が８級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員等に対しては」と、同条第２項中「(5)　重度心身障がい者（心身の障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条第１号に規定する障害をいう。）の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。）」とあるのは「(5)　重度心身障がい者（心身の障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条第１号に規定する障害をいう。）の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。）
(6)　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第３項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

５　施行日から令和８年３月31日までの間における第２条の規定による改正後の山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例第７条の規定の適用については、同条第１項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、同条第１項第１号に規定する行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が８級以上であるものに相当するものとして管理者が定める職員及び同表以外の同項に規定する給料表の適用を受ける者でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるものに相当するものとして管理者が定める職員に対しては」と、同条第２項中「(5)　重度心身障がい者（心身の障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条第１号に規定する障害をいう。）の程度が終身労

務に服することができない程度である者をいう。）」とあるのは「(5) 重度心身障がい者（心身の障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条第１号に規定する障害をいう。）の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。）
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

6　施行日から令和８年３月31日までの間における第３条の規定による改正後の山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例第７条の規定の適用については、同条第１項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、同条第１項第１号に規定する行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が８級以上であるものに相当するものとして管理者が定める職員及び同表以外の同項に規定する給料表の適用を受ける者でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるものに相当するものとして管理者が定める職員に対しては」と、同条第２項中「(5) 重度心身障がい者（心身の障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条第１号に規定する障害をいう。）の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。）」とあるのは「(5) 重度心身障がい者（心身の障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条第１号に規定する障害をいう。）の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。）
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

（令和10年３月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

7　第１条改正後給与条例第12条の２第１項に規定する職員等に対する施行日から令和10年３月31日までの間における地域手当の月額は、同条第２項及び第３項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

8　人事委員会は、前項前段の人事委員会規則を定めるに当たっては、当該人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下この項において「級地区分等」という。）が令和10年４月１日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員等の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

9　施行日から令和10年３月31日までの間における給与条例第12条の３の規定の適用については、「には、前条」とあるのは「には、前条又は山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和７年３月県条例第８号）附則第７項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。

（施行日前に異動等のあった職員等の地域手当に関する経過措置）

10　施行日の前日までに第１条の規定による改正前の給与条例第12条の４第１項に規定する異動等のあった職員等又は同日までに同条第２項の規定により同条第１項の規定による地域手当を支給される職員等との権衡上必要があると認められた職員等（これらの職員等のうち給与条例第５条第５項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（附則第15項及び第18項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例附則第16条第２項に規定する暫定再任用職員（附則第15項及び第18項において「暫定再任用職員」という。）を除く。）については、第１条改正後給与条例第12条の４第１項中「同条第２項各号に定める割合」とあるのは「同条第２項各号に定める割合又は山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和７年３月県条例第８号。以下この項において「令和７年改正条例」という。）附則第７項の人事委員会規則で定める割合」と、「同項各号に定める割合」とあるのは「同項各号に定める割合又は令和７年改正条例附則第７項の人事委員会規則で定める割

合」と、「前２条」とあるのは「前２条又は令和７年改正条例附則第７項」と、「変更により」とあるのは「変更又は令和７年改正条例附則第７項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更により」と、同条第２項中「者から」とあるのは「者が、」と、「となつた者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が」とあるのは「となり」として、同条の規定を適用する。

11　施行日から令和10年３月31日までの間に第１条改正後給与条例第12条の４第１項に規定する異動等のあった職員等又は当該期間に同条第２項の規定により同条第１項の規定による地域手当を支給される職員等との権衡上必要があると認められた職員等については、同項中「同条第２項各号に定める割合」とあるのは「同条第２項各号に定める割合又は山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和７年３月県条例第８号。以下この条において「令和７年改正条例」という。）附則第７項の人事委員会規則で定める割合」と、「同項各号に定める割合」とあるのは「同項各号に定める割合又は令和７年改正条例附則第７項の人事委員会規則で定める割合」と、「前２条」とあるのは「前２条又は令和７年改正条例附則第７項」と、「変更により」とあるのは「変更又は令和７年改正条例附則第７項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更により」と、同条第２項中「１級地」とあるのは「１級地又は令和７年改正条例附則第７項の人事委員会規則で定める級地の区分のうち支給割合の最も高い級地の区分」として、同条の規定を適用する。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

12　第１条改正後給与条例第12条の６第４項及び第12条の７第３項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員等となった者にも適用する。

13　第２条の規定による改正後の山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例第８条の２第２項の規定は、施行日前に新たに職員（同条例第２条第１項に規定する職員をいう。）となった者にも適用する。

14　第３条の規定による改正後の山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例第11条第２項の規定は、施行日前に新たに職員（同条例第２条第１項に規定する職員をいう。）となった者にも適用する。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

15　施行日以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第13条の３の規定は、施行日以後に同条第１項に規定する異動等をした再任用職員について適用する。

（再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

16　施行日以後に新たに再任用職員に対して適用されることとなる給与条例第13条の５の規定は、施行日以後に同条第１項に規定する異動等をした再任用職員について適用する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

17　施行日から令和８年３月31日までの間における第１条改正後給与条例第23条の規定の適用については、同条中「扶養親族（配偶者で他に生計の途がなく主としてその職員等の扶養を受けているもの及び」とあるのは、「扶養親族（」とする。

18　この項から附則第22項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　旧指定公署在勤等職員　施行日の前日において第１条の規定による改正前の給与条例第22条第２号の規定に基づき人事委員会規則で定めていた公署に在勤し、かつ、給与条例別表第７に掲げる地域又は同日において同号の規定に基づき人事委員会規則で定めていた地域若しくは人事委員会規則で定めていた区域に居住する職員等であって、常時勤務に服する職員等、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員（山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例附則第16条第２項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。次号に

おいて同じ。）であるものをいう。

(2) 新指定公署在勤等職員　第１条改正後給与条例第22条第２号に掲げる職員等であって、常時勤務に服する職員等、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員であるものをいう。

(3) 特定旧指定公署在勤等職員　旧指定公署在勤等職員であって、新指定公署在勤等職員でないものをいう。

(4) 継続特定旧指定公署在勤等職員　基準日（第１条改正後給与条例第22条に規定する基準日をいい、その属する月が令和７年11月から令和９年３月までのものに限る。以下同じ。）において特定旧指定公署在勤等職員である者のうち、施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧指定公署在勤等職員であった者（再任用職員にあっては、施行日の前日に常時勤務に服する職員等（暫定再任用職員を除く。附則第21項において同じ。）であった者に限る。）をいう。

(5) みなし寒冷地手当額　継続特定旧指定公署在勤等職員につき、基準日におけるその基準世帯等区分（当該者の施行日の前日以降における世帯等の区分（第１条改正後給与条例第23条第１項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、同項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とみなして、同項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいう。

19　継続特定旧指定公署在勤等職員に対して、みなし寒冷地手当額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、第１条改正後給与条例第22条及び第23条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

令和７年11月から令和８年３月まで	6,600円
令和８年11月から令和９年３月まで	13,200円

20　給与条例第23条第４項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同項中「第１項」とあるのは、「山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和７年３月県条例第８号）附則第19項」と読み替えるものとする。

21　前２項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧指定公署在勤等職員である者のうち、施行日の前日において旧指定公署在勤等職員であった者であって、施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き新指定公署在勤等職員又は特定旧指定公署在勤等職員であったもの（前２項の規定により寒冷地手当を支給される者を除き、再任用職員にあっては、施行日の前日に常時勤務に服する職員等であった者に限る。）に対しては、第１条改正後給与条例第22条及び第23条の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、前２項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

22　山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用を受ける者、山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であった者が、施行日以降に引き続き第１条改正後給与条例別表第１から別表第６までの給料表の適用を受ける職員等となり、特定旧指定公署在勤等職員となった場合において、任用の事情、施行日の前日から特定旧指定公署在勤等職員となった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前３項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該特定旧指定公署在勤等職員である者に対しては、第１条改正後給与条例第22条及び第23条の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、前３項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（委任）

23　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例（第２条及び第３条の規定を除く。）

の施行に関し必要な事項は人事委員会規則で、第２条の規定の施行に関し必要な事項は企業管理者が、第３条の規定の施行に関し必要な事項は病院事業管理者が定める。

（山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

24　山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成４年３月県条例第７号）の一部を次のように改正する。

第27条の表中

「

	第５条第３項及び第４項、第６条、第９条の２	第９条の２
	第13条の２	第12条の７、第13条の２
	並びに	及び

」を

「

	第５条第３項及び第４項、第６条、第９条の２並びに第11条	第９条の２、第11条、第12条の３から第12条の５まで、第12条の７、第13条の２から第13条の５まで及び前２条

」に

改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

25　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年３月県条例第７号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「、第12条」を削る。

附則別表

号給の切替表

イ　行政職給料表の適用を受ける職員等の新号給

旧号給	職務の級						
	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		

55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

ロ　公安職給料表の適用を受ける職員等の新号給

旧号給	職務の級					
	４級	５級	６級	７級	８級	９級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	

54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					

111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

ハ　海事職給料表の適用を受ける職員等の新号給

旧号給	職務の級		
	３級	４級	５級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1
10	6	2	1
11	7	3	1
12	8	4	1
13	9	5	1
14	10	6	2
15	11	7	3
16	12	8	4
17	13	9	5
18	14	10	6
19	15	11	7
20	16	12	8
21	17	13	9
22	18	14	10
23	19	15	11
24	20	16	12
25	21	17	13
26	22	18	14
27	23	19	15
28	24	20	16
29	25	21	17
30	26	22	18
31	27	23	19
32	28	24	20
33	29	25	21
34	30	26	22
35	31	27	23
36	32	28	24
37	33	29	25
38	34	30	26
39	35	31	27
40	36	32	28
41	37	33	29
42	38	34	30
43	39	35	31
44	40	36	32
45	41	37	33
46	42	38	34
47	43	39	35
48	44	40	36
49	45	41	37
50	46	42	38
51	47	43	39
52	48	44	40
53	49	45	41

54	50	46	42
55	51	47	43
56	52	48	44
57	53	49	45
58	54	50	46
59	55	51	47
60	56	52	48
61	57	53	49
62	58	54	50
63	59	55	51
64	60	56	52
65	61	57	53
66	62	58	54
67	63	59	55
68	64	60	56
69	65	61	57
70	66	62	58
71	67	63	59
72	68	64	60
73	69	65	61
74	70	66	
75	71	67	
76	72	68	
77	73	69	
78	74	70	
79	75	71	
80	76	72	
81	77	73	
82	78	74	
83	79	75	
84	80	76	
85	81	77	
86	82	78	
87	83	79	
88	84	80	
89	85	81	
90	86		
91	87		
92	88		
93	89		
94	90		
95	91		
96	92		
97	93		
98	94		
99	95		
100	96		
101	97		

ニ　教育職給料表(1)の適用を受ける職員等の新号給

旧号給	職務の級	
	３級	４級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	
39	23	
40	24	
41	25	
42	26	
43	27	
44	28	
45	29	
46	30	
47	31	
48	32	
49	33	
50	34	
51	35	
52	36	
53	37	

54	38	
55	39	
56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	

ホ　教育職給料表(2)の適用を受ける職員等の新号給

旧号給	職務の級		
	特２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	

58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

へ　教育職給料表(3)の適用を受ける職員等の新号給

旧号給	職務の級		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	4
32	20	16	4
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	5
36	24	20	5
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	6
40	28	24	6
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	7
44	32	28	7
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	8
48	36	32	8
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	9
52	40	36	9
53	41	37	9

54	42	38	9
55	43	39	10
56	44	40	10
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	11
60	48	44	11
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	12
64	52	48	12
65	53	49	12
66	54	50	12
67	55	51	13
68	56	52	13
69	57	53	13
70	58	54	13
71	59	55	14
72	60	56	14
73	61	57	14
74	62	58	14
75	63	59	14
76	64	60	15
77	65	61	15
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

ト　研究職給料表の適用を受ける職員等の新号給

旧号給	職務の級		
	３級	４級	５級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9

54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

チ　医療職給料表(1)の適用を受ける職員等の新号給

旧号給	職務の級		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5

54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

リ　医療職給料表(2)の適用を受ける職員等の新号給

旧号給	職務の級				
	３級	４級	５級	６級	７級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	

56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

ヌ　医療職給料表(3)の適用を受ける職員等の新号給

旧号給	職務の級			
	３級	４級	５級	６級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41

54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		

111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第９号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年３月県条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第228号の２から第228号の２の６までを次のように改める。

(228)の２から(228)の２の６まで　削除

第２条第１項第228号の２の７中「8,800円」を「10,300円」に改め、同項第387号中「一級建築士事務所に係るものにあっては17,000円、二級建築士事務所又は木造建築士事務所に係るものにあっては12,000円」を「24,000円」に改め、同項中第407号を削り、第408号を第407号とし、第409号を第408号とし、同号の次に次の２号を加える。

(409) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第１項又は第30条第１項の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成等工事許可申請手数料	次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分		金額
イ　宅地造成（宅地造成及び特定盛土等規制法第２条第２号に規定する宅地造成をいう。以下同じ。）又は特定盛土等（同条第３号に規定する特定盛土等をいう。以下同じ。）に係るもの	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内の場合	16,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	27,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	39,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合	57,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	72,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	96,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合	150,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合	230,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合	370,000円

	盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合	530,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超える場合	690,000円
ロ　土石の堆積（宅地造成及び特定盛土等規制法第２条第４号に規定する土石の堆積をいう。以下同じ。）に係るもの	土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以内の場合	11,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	13,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	16,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合	19,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	28,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	31,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合	38,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内の場合	52,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内の場合	72,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の場合	100,000円
	土石の堆積を行う土地の面積が100,000平方メートルを超える場合	130,000円

(409)の２　宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第１項又は第35条第１項の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成等工事計画変更許可申請手数料	次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額

イ　宅地造成又は特定盛土等に係るもの	次に掲げる額の合計額（その額が690,000円を超えるときは、690,000円） (ｲ) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（(ﾛ)のみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（(ﾛ)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ、前号の表の右欄に定める手数料の金額の10分の１に相当する金額 (ﾛ) 盛土又は切土をする土地の追加に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに追加される盛土又は切土をする土地の面積に応じ、前号の表の右欄に定める手数料の金額と同一の金額 (ﾊ) 上記以外の変更については、14,000円
ロ　土石の堆積に係るもの	次に掲げる額の合計額（その額が130,000円を超えるときは、130,000円） (ｲ) 土石の堆積に関する工事の設計の変更（(ﾛ)のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積を行う土地の面積（(ﾛ)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ、前号の表の右欄に定める手数料の金額の10分の１に相当する金額 (ﾛ) 土石の堆積を行う土地の追加に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに追加される土石の堆積を行う土地の面積に応じ、前号の表の右欄に定める手数料の金額と同一の金額 (ﾊ) 上記以外の変更については、14,000円

「

8,600円
22,000円
43,000円
86,000円
130,000円
170,000円
220,000円
300,000円

「

10,000円
24,000円
59,000円
110,000円
170,000円
230,000円
290,000円
460,000円

第２条第１項第410号の表中

13,000円
30,000円
65,000円
120,000円
200,000円
270,000円
340,000円
480,000円
86,000円
130,000円
190,000円
260,000円
390,000円
510,000円
660,000円
870,000円

を

15,000円
34,000円
88,000円
160,000円
270,000円
360,000円
460,000円
730,000円
100,000円
140,000円
260,000円
350,000円
530,000円
700,000円
900,000円
1,300,000円

に改め、同項第411号中「870,000円」を「1,300,000円」に改め、同号の表中「10,000円」を「14,000円」に改め、同項第456号中「2,300円」を「2,400円」に改め、同項第458号中「2,300円」を「2,500円」に改め、同項第459号及び第460号を次のように改める。

(459)及び(460)　削除

附　則

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第２条第１項第228号の２から第228号の２の７まで、第387号、第456号及び第458号から第460号までの改正規定並びに次項及び附則第３項の規定は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　前項ただし書に規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第１項の規定に基づく道路の使用の許可の申請に係る道路使用許可申請手数料については、なお従前の例による。

３　施行日前に自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第４条第１項た

だし書の政令で定める通知が行われた場合における自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第35号）による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律第６条第１項の規定に基づく保管場所標章の交付に係る保管場所標章交付手数料については、なお従前の例による。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第10号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表第17項事務の欄第６号及び第９号中「第11号」を「第12号」に改め、同欄第11号中「第51条第３項」を「第51条第４項」に、「前号」を「第10号」に改め、同号を同欄第12号とし、同欄第10号の次に次の１号を加える。

(11) 法第51条第３項の規定による公表（前号に規定する処分に係るものに限る。）

第２条第１項の表第17項市町村の欄中「第11号」を「第12号」に改め、同表中第50項を第52項とし、第46項から第49項までを２項ずつ繰り下げ、同表第45項市町村の欄中「酒田市及び」を「鶴岡市、酒田市及び」に、「、酒田市」を「、鶴岡市及び酒田市」に改め、同項を同表第47項とし、同表第37項から第44項までを２項ずつ繰り下げ、同表第36項事務の欄第５号中「第15条の４第１項」を「第16条第１項」に改め、同欄第６号中「第15条の４第２項」を「第16条第２項」に改め、同項を同表第38項とし、同表中第26項から第35項までを２項ずつ繰り下げ、第25項の次に次の２項を加える。

26　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項及び次項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第15条第２項の規定により法第12条第１項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。） (1) 法第18条第１項の規定による中間検査の申請の受理及び検査 (2) 法第18条第２項の規定による中間検査合格証の交付 (3) 法第19条第１項の規定による定期の報告の受理 (4) 法第20条第２項、第３項及び第４項の規定による命令 (5) 法第20条第５項（法第23条第３項において準用する場合を含む。）の規定による措置及び公告 (6) 法第20条第６項（法第23条第３項において準用する場合を含む。）の規定による費用の徴収 (7) 法第22条第２項の規定による勧告 (8) 法第23条第１項及び第２項の規定による改善命令 (9) 法第24条第１項の規定による立入検査 (10) 法第25条の規定による報告の徴取	米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市
27　法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第27条第５項の規定により同条第１項の届出をしたとみなされた特定盛土等に関する工事又は法第34条第２項の規定により法第30条第１項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）	米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市

(1) 法第37条第１項の規定による中間検査の申請の受理及び検査 (2) 法第37条第２項の規定による中間検査合格証の交付 (3) 法第38条第１項の規定による定期の報告の受理 (4) 法第39条第２項、第３項及び第４項の規定による命令 (5) 法第39条第５項（法第42条第３項において準用する場合を含む。）の規定による措置及び公告 (6) 法第39条第６項（法第42条第３項において準用する場合を含む。）の規定による費用の徴収 (7) 法第41条第２項の規定による勧告 (8) 法第42条第１項及び第２項の規定による改善命令 (9) 法第43条第１項の規定による立入検査 (10) 法第44条の規定による報告の徴取	

附　則

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第２条第１項の表第17項、第36項及び第45項の改正規定並びに次項の規定は、令和７年４月１日から施行する。

２　前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の規定により知事がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に同法の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、同日以後において改正後の第２条第１項の規定により鶴岡市の長が執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、鶴岡市の長がした処分その他の行為又は鶴岡市の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第11号

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第３号中「第２条第12項」を「第２条第13項」に改め、同条第４号中「第２条第14項」を「第２条第15項」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

山形県石油コンビナート等防災本部条例を廃止する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第12号

山形県石油コンビナート等防災本部条例を廃止する条例

山形県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年10月県条例第45号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第13号

山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例（平成24年３月県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第３条中「）の」を「）において」に改め、「において衛生工学に関する学科目」を削り、「２年」を「３年」に改める。

第４条中「（土木工学を除く。）に関する学科目」を「の課程（土木工学科を除く。）」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第14号

山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

山形県生活環境の保全等に関する条例（昭和45年７月県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第３項の表中「大腸菌群数（単位１立方センチメートルにつき個）」を「大腸菌数（単位１ミリリットルにつきコロニー形成単位）」に、「3,000」を「800」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

山形県子育て基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第15号

山形県子育て基本条例の一部を改正する条例

山形県子育て基本条例（平成22年３月県条例第４号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県こども・子育て基本条例

目次中「第19条」を「第21条」に改める。

前文のうち第１項中「子ども」を「こども」に改め、第２項中「家族形態が多様化している中で、」を「近年、こどもや子育てを取り巻く社会環境は、多様化及び複雑化しており、そのことによって、こどもを生むことへの不安や」に、「であり、」を「である。」に、「である」を「となっている」に改め、第３項中「子ども」を「こども」に、「こと」を「とともに、こどもが社会の一員として健やかに成長し、将来自立したおとなとなることができるよう、社会全体でこどもの成長を支える取組を推進すること」に改め、第４項中「など、」を「など、こどもの健やかな成長や」に改め、第５項中「子育てに適した」を削り、「連携し」を「連携し、こどもの健やかな成長

を支える取組を推進するとともに」に、「総ぐるみ」を「こどもを生み、育てる者を総ぐるみ」に改め、第６項中「子ども」を「こども」に改め、第７項中「子ども」を「こども」に、「誰もが」を「誰もが「こどもが笑顔の山形県」、」に改める。

第１条中「子育て支援・少子化対策」を「こども・子育て支援及び少子化対策」に、「その他」を「その他こども及び」に、「子ども」を「こども」に、「できる」を「でき、かつ、こどもが社会の一員として健やかに成長し、将来自立したおとなとなることができる」に改める。

第２条の見出しを「（定義及び取組の対象）」に改め、同条中「子育て支援・少子化対策」を「こども・子育て支援及び少子化対策」に、「子ども」を「こども」に、「できる」を「でき、かつ、こどもが社会の一員として健やかに成長し、将来自立したおとなとなることができるような」に、「子育ての」を「こども及び子育ての」に改め、同条に次の１項を加える。

２　この条例において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいい、こども・子育て支援及び少子化対策の対象となるこどもの範囲は、取組ごとに定めるものとする。

第３条中「子育て支援・少子化対策」を「こども・子育て支援及び少子化対策」に改め、同条第１号中「子ども」を「こども」に、「利益を」を「利益を優先して」に改め、同条第３号中「その他」を「その他こども及び」に改める。

第４条中「子育て支援・少子化対策」を「こども・子育て支援及び少子化対策」に改める。

第５条第１項中「子育て支援・少子化対策」を「こども・子育て支援及び少子化対策」に改め、同条第２項中「子ども」を「こども」に、「子育て支援・少子化対策」を「こども・子育て支援及び少子化対策」に改める。

第６条中「子ども」を「こども」に改める。

第７条中「子ども」を「こども」に、「子育て支援・少子化対策」を「こども・子育て支援及び少子化対策」に改める。

第８条第１項中「子育て支援・少子化対策」を「こども・子育て支援及び少子化対策」に改め、同条第２項中「子育てするなら山形県推進協議会」を「こども・子育て笑顔の山形県推進協議会」に改める。

第９条中「子育て支援・少子化対策」を「こども・子育て支援及び少子化対策」に、「その他」を「その他こども及び」に改める。

第10条及び第11条中「子育て支援・少子化対策」を「こども・子育て支援及び少子化対策」に改める。

第19条を第21条とする。

第18条中「子育て支援・少子化対策」を「こども・子育て支援及び少子化対策」に、「子育ての」を「こども及び子育ての」に改め、同条を第20条とする。

第17条中「子ども」を「こども」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の１条を加える。

（困難を有するこどもへの支援等）

第19条　県は、虐待その他のこどもの健やかな成長を阻害する行為を防止するとともに、貧困その他の社会生活を送る上での困難を有するこどもが健やかに成長することができるよう、虐待等の防止等に関する県民の理解を深めるための情報の提供、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第16条中「子ども」を「こども」に、「居住環境」を「多様な居場所づくり及び居住環境」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「子ども」を「こども」に改め、同条を第16条とする。

第14条（見出しを含む。）中「子ども」を「こども」に改め、同条を第15条とする。

第13条（見出しを含む。）中「子ども」を「こども」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「結婚」を「結婚、こども」に改め、同条を第13条とし、第２章中同条の前に次の１条を加える。

（こどもの意見の尊重）

第12条　県は、こどもが社会の一員として、意見を表明することができ、かつ、その意見をこど

も・子育て支援及び少子化対策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（山形県青少年健全育成条例の一部改正）

２　山形県青少年健全育成条例（昭和54年３月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第６条の９」を「第６条の８」に改める。

第６条の７を削り、第６条の８を第６条の７とし、第６条の９を第６条の８とする。

子育てするなら山形県推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第16号

子育てするなら山形県推進協議会条例の一部を改正する条例

子育てするなら山形県推進協議会条例（平成25年７月県条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

こども・子育て笑顔の山形県推進協議会条例

第１条中「山形県子育て基本条例」を「山形県こども・子育て基本条例」に、「子育てするなら山形県推進協議会」を「こども・子育て笑顔の山形県推進協議会」に改める。

第２条中「子育て支援・少子化対策」を「こども・子育て支援及び少子化対策」に、「山形県子育て基本条例」を「山形県こども・子育て基本条例」に、「必要な事項」を「必要な事項その他知事が必要と認める事項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

２　山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月県条例第85号）の一部を次のように改正する。

第９条の表中「子育てするなら山形県推進協議会（子育てするなら山形県推進協議会条例」を「こども・子育て笑顔の山形県推進協議会（こども・子育て笑顔の山形県推進協議会条例」に、「子育てするなら山形県推進協議会を」を「こども・子育て笑顔の山形県推進協議会を」に改める。

山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第17号

山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の４第２項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的等）

第３条　最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに、かつ、安全な生活を送ることを保障するものとする。

第４条　一時保護施設は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

２　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一時保護施設の一般原則）

第５条　一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

３　一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

４　一時保護施設には、法第33条第１項又は第２項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

５　一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分考慮されたものでなければならない。

（非常災害対策）

第６条　一時保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定しなければならない。

２　一時保護施設は、非常災害に対する不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

３　前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月１回は、これを行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第７条　一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、規則で定める安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に基づく研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第８条　一時保護施設は、児童の施設の外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第９条　一時保護施設は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

（児童の権利の擁護）

第10条　知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

２　一時保護施設は、入所した児童に対し、その意見又は意向（意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

（児童の権利の制限）

第11条　一時保護施設は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

２　一時保護施設は、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第12条　一時保護施設は、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

（児童の所持品等）

第13条　一時保護施設は、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

２　一時保護施設は、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

３　一時保護施設は、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

（虐待等の禁止）

第14条　一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（設備の基準）

第15条　一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね６人以下であるものをいう。以下同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。

(2) 児童ができる限り良好で家庭的な環境において安全に、かつ、安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。

(3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、かつ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

(4) 児童の居室は、入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子とを別にすること。

(5) 学習等を行う室、屋内運動場及び屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

(6) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(7) 児童の居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和５年法律第68号）第２条第１項に規定する性的指向及び同条第２項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

(8) 児童30人以上を入所させる一時保護施設にあっては、医務室及び静養室を設けること。

(9) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

２　前項に定めるもののほか、一時保護施設の設備の基準は、規則で定める。

（一時保護施設における職員の一般的要件）

第16条　一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、並びに児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等）

第17条　一時保護施設の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、法第33条第１項又は第２項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

２　知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

（職員）

第18条　一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する一時保護施設にあっては調理員を置かないことができる。

２　前項に定めるもののほか、一時保護施設の職員の基準は、規則で定める。

（夜間の職員配置）

第19条　一時保護施設には、夜間、規則で定める数の職員を置かなければならない。

２　一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第１項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

（一時保護施設の管理者等）

第20条　一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

２　一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

３　指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね５年以上従事した経験を有する者でなければならない。

４　一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、２年に１回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のため、規則で定める研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第21条　児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 児童福祉施設の職員を養成する学校等（規則で定めるものに限る。）を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次号及び次条において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(5) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者

(6) 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の資格を有する者（規則で定める者に限る。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの

(9) 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第

147号）第４条に規定する免許状をいう。第23条において同じ。）を有する者であって、知事が適当と認めたもの

(10) ３年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

（心理療法担当職員の資格）

第22条　心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第23条　学習指導員は、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

２　学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒を入所させる一時保護施設であって学習指導員を２人以上置くものにあっては、小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ１人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第24条　一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を、当該一時保護施設と併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねることができる。

２　前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第25条　一時保護施設に入所している児童の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講ずるよう努めなければならない。

３　一時保護施設は、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。

４　一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。この場合において、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

５　一時保護施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（養護）

第26条　一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行われなければならない。

２　学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童の数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第27条　一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行われなければならない。

２　一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行われなければならない。

３　一時保護施設は、学校教育法第１条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

４　一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

５　一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った

児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

（一時保護施設内部の規程）

第28条　一時保護施設は、入所する児童の支援に関する事項その他施設の管理についての重要事項のうち必要な事項について規程を設けなければならない。

（秘密保持等）

第29条　一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第30条　知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第31条　この条例に定めるもののほか、一時保護施設の運営の基準は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（設備に関する経過措置）

２　この条例の施行の際現に存する一時保護施設（この条例の施行の日以後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第15条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。次項において「児童福祉施設設備運営基準」という。）第41条の規定を準用する。

（職員及び夜間の職員配置に関する経過措置）

３　一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制について、この条例に定める基準により難いときは、令和８年３月31日（次項において「経過措置期限」という。）までの間、この条例に定める基準によらないことができる。この場合において、児童福祉施設設備運営基準第42条及び第46条の規定を準用する。

４　一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制について、創意及び工夫を行ってもなおこの条例に定める基準を満たす職員の確保が著しく困難な事情がある場合であって、職員の確保に係る計画を策定したときは、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和６年内閣府令第27号）の施行の日から起算して５年を超えない範囲内で経過措置期限を延長することができる。

（指導教育担当職員に関する経過措置）

５　令和８年３月31日までの間、第20条第３項の規定にかかわらず、児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第18号

山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

山形県男女共同参画センター条例（平成13年３月県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「600円 / 250円」を「640円 / 270円」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第19号

山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例（平成29年12月県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第４条中「１を標準として」を「０以上１以下の範囲内で」に改める。

第５条第２項中「80万円」を「90万円」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

山形県立点字図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第20号

山形県立点字図書館条例の一部を改正する条例

山形県立点字図書館条例（昭和48年３月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県視覚障がい者情報センター条例

第１条中「山形県立点字図書館」を「山形県視覚障がい者情報センター」に、「「点字図書館」を「「センター」に改める。

第２条から第４条までの規定中「点字図書館」を「センター」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第21号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第23条第１項、第39条第１項、第45条第１項、第３項及び第８項、第52条第１項、第58条第１

項並びに第62条第１項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第13条第１項第６号及び第17条第１項第６号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第11条第１項中「栄養士との」を「栄養士若しくは管理栄養士との」に、「栄養士を」を「栄養士又は管理栄養士を」に改め、同項第４号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第４条　山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第70号）の一部を次のように改正する。

第12条第１項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第５条　山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第11条第１項及び第23条第１項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第６条　山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第96条第１項、第113条第１項及び第119条第１項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第７条　山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第86条第１項、第105条第１項及び第111条第１項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第８条　山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第９条　山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第80号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

（山形県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第10条　山形県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和６年３月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第１項第３号中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第22号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年３月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第３項及び第４項中「令和７年３月31日」を「令和８年３月31日」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

山形県海浜公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第23号

山形県海浜公園条例の一部を改正する条例

山形県海浜公園条例（平成17年７月県条例第82号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「830円」を「1,000円」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第24号

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例（昭和33年４月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	教員	養護教員	栄養教諭	寄宿舎指導員	実習助手	事務職員	技術職員	その他の職員	計
市町村立学校	人 5,583	人 317	人 64	人	人	人 343	人	人 10	人 6,317
県立中学校	29	2				2		3	36

県立特別支援学校	825	26		75	24	50		65	1,065
県立高等学校	1,659	52			141	146	13	109	2,120

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第25号

山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例

山形県青少年教育施設条例（昭和52年３月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第１項の表区分の欄中「者、」を「者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者並びに」に、「、小中学生等」を「及び学齢に達しない者又は小中学生等」に、「及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者」を「（これらの者のうち県内に住所を有する者に限る。）」に、「）及び」を「）、県外に住所を有する小中学生等及び県内に住所を有する」に、「）、高校生等」を「）並びに高校生等」に、「小中学生等、」を「学齢に達しない者、小中学生等、」に、「同伴して利用する者」を「同伴して利用する者（これらの者のうち県内に住所を有する者に限る。）」に改め、同表使用料の額（１人１泊当たり）の欄中「390円／630円／1,120円」を「200円／640円／640円／2,570円／200円／640円／640円」「240円／770円／770円／3,310円／240円／770円／770円」

「

490円
790円
1,410円

」に改め、同別表第２項の表中

2,570円		3,310円
200円		240円
200円		240円
640円		770円
640円		770円
2,570円		3,310円
200円		240円
640円	を	770円
640円		770円
2,570円		3,310円
200円		240円
640円		770円
640円		770円
1,330円		1,680円
200円		240円
200円		240円
200円		240円
640円		770円
640円		770円
200円		240円
200円		240円
1,330円		1,680円

」に改め、同表の備考第１項中「無料」を「県外に住所を有する者のみが利用する場合を除き、無料」に改め、同備考第２項中「無料」を「県外に住所を有する者のみが利用する場合を除き、無料」に改め、同項中第５

号を第６号とし、同項第４号中「小中学生等」を「学齢に達しない者、小中学生等」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号中「小中学生等」を「学齢に達しない者、小中学生等」に改め、同号を同項第４号とし、同項中第２号を第３号とし、第１号を第２号とし、同号の前に次の１号を加える。

(1) 学齢に達しない者

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第26号

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例

山形県生涯学習センター条例（平成２年７月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第１項の表中

「

6,270円	8,960円	9,400円
2,670円	3,820円	4,010円
1,470円	2,110円	2,210円
1,420円	2,030円	2,130円
800円	1,150円	1,200円
520円	750円	780円
510円	740円	770円
1,190円	1,700円	1,780円
1,220円	1,750円	1,830円
1,170円	1,680円	1,760円

」を「

6,800円	9,720円	10,200円
2,850円	4,080円	4,280円
1,590円	2,280円	2,390円
1,540円	2,200円	2,310円
860円	1,240円	1,300円
560円	800円	840円
560円	800円	840円
1,280円	1,830円	1,920円
1,280円	1,840円	1,930円
1,260円	1,810円	1,900円

」

に改め、同別表第２項の表中

「

同時通訳設備	14,700円
展示設備	200円

」を

「

展示設備	200円

」に

改め、同別表の備考第５項中「660円」を「710円」に、「260円」を「270円」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和７年３月21日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第27号

刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正）

第１条　集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年８月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第５条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正）

第２条　山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第14条第１項第１号及び第５項第２号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第15条の見出し及び同条第１項第１号、第16条第１項第１号並びに第18条第４項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（山形県県税条例の一部改正）

第３条　山形県県税条例（昭和29年５月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第99条第１項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例の一部改正）

第４条　市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例（昭和31年９月県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

第５条　山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年８月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第20条の２第３号及び第４号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第20条の３第１項第１号及び第３項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（山形県立自然公園条例の一部改正）

第６条　山形県立自然公園条例（昭和33年７月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第26条及び第27条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第７条　職員の分限に関する条例（昭和40年３月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

（山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第８条　山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第15条の２第３号及び第４号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（山形県生活環境の保全等に関する条例の一部改正）

第９条　山形県生活環境の保全等に関する条例（昭和45年７月県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第38条第１項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（山形県自然環境保全条例の一部改正）

第10条　山形県自然環境保全条例（昭和48年３月県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第33条及び第34条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（山形県屋外広告物条例の一部改正）

第11条　山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第25条の２中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（山形県青少年健全育成条例の一部改正）

第12条　山形県青少年健全育成条例（昭和54年３月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第27条第１項及び第２項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（山形県心身障がい者扶養共済制度条例の一部改正）

第13条　山形県心身障がい者扶養共済制度条例（昭和54年10月県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第12条第２号中「懲役又は禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

（拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正）

第14条　拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成４年３月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第11条第１項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第15条　山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第19条第３号及び第４号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（砂防法施行条例の一部改正）

第16条　砂防法施行条例（平成15年３月県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第23条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（山形県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第17条　山形県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年３月県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（山形県統計調査条例の一部改正）

第18条　山形県統計調査条例（平成21年３月県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第17条第１項、第18条及び第19条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（山形県暴力団排除条例の一部改正）

第19条　山形県暴力団排除条例（平成23年３月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第23条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（山形県迷惑行為防止条例の一部改正）

第20条　山形県迷惑行為防止条例（平成24年３月県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第10条、第11条、第12条第２項及び第13条第２項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（行政不服審査法施行条例の一部改正）

第21条　行政不服審査法施行条例（平成27年12月県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一部改正）

第22条　山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第24条から第26条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（山形県公文書等の管理に関する条例の一部改正）

第23条　山形県公文書等の管理に関する条例（平成31年３月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第42条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

３　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

４　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

５　刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条の規定による改正後の山形県職員等に対する退職手当支給条例の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

６　刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第５条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和７年３月21日印刷　発行所　山　形　県　庁
令和７年３月21日発行　発行人　山　形　県

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。